

平成23年第3回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成23年9月12日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第34号議案 幸田町税条例等の一部改正について
第35号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
第36号議案 相見駅自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について
第37号議案 蒲郡市幸田町衛生組合規約の一部変更について
第38号議案 工事の請負契約について（舗装新設工事第23-2工区）
第39号議案 財産の取得について（コミュニティバス）
第40号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
第41号議案 平成23年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
第42号議案 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第43号議案 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第44号議案 平成23年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第45号議案 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第46号議案 平成23年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第47号議案 平成23年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
認定第1号 平成22年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成22年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 平成22年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成22年度幸田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成22年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成22年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成22年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 平成22年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 平成22年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号 平成22年度幸田町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君 2番 杉浦あきら君 3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君 5番 中根久治君 6番 都築一三君
7番 浅井武光君 8番 酒向弘康君 9番 水野千代子君
10番 夏目一成君 11番 笹野康男君 12番 内田 等君
13番 丸山千代子君 14番 伊藤宗次君 15番 大獄 弘君
16番 池田久男君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大須賀一誠君	副 町 長	成瀬 敦君
総 務 部 長	伊澤伸一君	健康福祉部長	杉浦 護君
参 事	中山 豊君	環境経済部長	烏居元治君
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	鈴木政巳君
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	監査委員事務部局 事務局 長	長谷寿美夫君
教 育 長	内田 浩君	教 育 部 長	伊藤光幸君
教育部次長兼 学校教育課長	春日井輝彦君	消 防 長	近藤 弘君
消防次長兼 予防防災課長	黒野英男君	監 査 委 員	羽根渕保博君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（池田久男君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 伊澤伸一君 登壇〕

○総務部長（伊澤伸一君） 議長のお許しをいただきましたので、御報告をいたします。

議案質疑の通告に合わせて要求のございました資料を、本日、お手元に印刷配付いたしましたので、よろしくお願いたします。

〔総務部長 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者15名と監査委員1名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、4番 鈴木雅史君、5番 中根久治君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第34号議案から認定第10号までの24件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

まず、第34号議案の質疑を行います。

15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 寄附金の税額控除の関係であります。最初の適用対象の団体ということでお尋ねしましたが、きょう手元に資料が来ておりますので、これは飛ばします。

それから、こういう問題について既に開始されているというか、適用対象に9月からなっているというように思いますが、こういうものについて住民の人にどういうふうに周知なり徹底していくのかということが1点。

それから、罰則の問題であります。こういう税法上でも刑法でもそうですが、罰則の強化をする場合には、それなりの理由があるわけであり。背景というか、いきなりこういうことが出てきたというのは、どういう状況であったのかということ。

それから、町の税の適用に当たりまして、こういう罰則強化をした場合に、例えば昨年、おととしでも結構ですが、そのような適用対象となるような具体的な事例とか、想定されるようなものがあるのかないのか。あるようでしたら、披露していただきたいということでもあります。

以上です。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず1点、本日、資料でお配りをいたしました。その資料につきましては、現段階で県が条例で定めておるものでございます。ふるさと納税について、条例で定めるところにより適用となるNPO法人等でございます。今回の所得税の対象とならないものにつきましては、今、愛知県が資格審査等を進めておるところでございます。

具体的には、政治、宗教、選挙目的でない法人であって、県内に所在をする法人で、3,000円以上の寄附者が年平均100人以上いるというような細かい要件があるわ

けでございまして、これについて県が整理をして、まだ時期はいつになるかはっきりお答えいただいているわけですが、条例化されていくという予定でございますので、よろしく願いをいたします。

それから、周知の関係でございますけれども、こちらにつきましては、当然、「広報こうた」、町のホームページ等に掲載をして、幅広くお知らせをしていく必要があるかと思えます。

こちらにつきましては、申告時期に間に合わないという意味がございませんので、それに間に合うように広報は行ってまいる考え方であります。

それから、罰則の強化でございますけれども、この税における罰則の基本的な考え方でございますが、正当な理由がないのに定められた申告行為を行わないものに対して行われるというものでございます。

我が国の税制の多くが申告納税制度を用いております。そういうことで、申告は非常に重要な行為でございます。ということで、税制への信頼を確保する観点等から、平成23年度の改正で、国税の見直しと合わせて地方税においても改正が行われるというものでございます。

具体的に本町で適用事例があるかどうかということについては、私の承知しておる限りでは、これは適用したことがないと思えます。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 条例で定める寄附金でございますけれども、この今回、表で出させていただきましたけれども、そのほかにこれから新たに定めるものについては、いつになるかわからないけれども、条例化するというところでございます。

それで、こうした寄附金の税額控除についてでありますけれども、これは5年間というような年数があるかというふうに思いますが、5年間にさかのぼって適用することができるという、この対象になるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

次に、過料についてでありますけれども、この3万円から新たに10万円に3倍以上の引き上げをし、そして新たに対象を加えるという点からすれば、国民に、あるいは住民に対する罰則がより強化をされるというものではないかというような見方がされるわけでありまして、この点についての当局の見解はいかがかということでございます。

それから、過料の適用種別でございます。

条例の中に、それぞれ加えてあるわけでございますけれども、これをきちっと、対象種別をきちっとすべきではないかなというふうに思うわけですが、その点については、何点、この過料対象になるものがあるのか、それについてお答えいただきたいと思えます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、過料についての罰則強化ということでございますが、これについては、まさしく3万円から10万円ということでございますので、大幅な強化

だというふうに思います。

これについては、やはり先ほどもちょっと申し上げましたけれども、税においては申告納税制度を我が国では基本とされている部分がございます。

そういう観点で、この申告をきちっとやっていただくということは、納税秩序、公平性を確保するために必要不可欠なものというふうに解釈をしております。納税秩序を維持するために必要であるという解釈をお願いをしたいと思っております。

また、過料のそれぞれの関係でございますけれども、まず納税管理人に関する不申告、これは個人町民税等に関するものでございますが、納税管理人に関する不申告、それから町民税に係る不申告、それから退職所得申告書の不提出に関する過料、それから固定資産に係る不申告、軽自動車税に係る不申告、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反に関する過料、それからたばこ税の不申告に対する過料、こちらは新設でございます。入湯税までは3万円から10万円の改正で、新設がたばこ税、それから鉱産税、それから特別土地保有税に係る不申告にかかわるものでございます。

この実際の申告項目が何項目あるかというのは、それぞれの税でいろいろございますので、何件の申告ということは今この場ではお答えすることができません。

寄附金控除の5年間のさかのぼりの件を申されたわけでございますが、今回の対象につきましては、所得税にあっては、平成23年分の所得から、また町・県民税にあっては、平成24年度分の課税からということでございますので、いずれも平成23年中のものからに限られるという解釈をしております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この寄附金の件でございますけれども、新たにこの税額控除の対象を適用下限額を引き下げたりしながら、そして住民負担というものの節税というものにつながる、こういうものというふうに思うわけでありまして、この改正の理由で、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための一部改正だよという、この改正の理由と今回の理由との整合性はいかがかという問題であります。これは、ほかの点にも及ぶわけでございます。

次に、証券優遇税制というものについては、さらに特例を2年間延長をするというものでございますけれども、これにつきましては、本来、20%の税率であったものを、これを10%にするというものでありまして、この上場株式等の配当及び譲渡所得等の軽減をさらに2年間延長するというものでありますが、これはいわゆる金持ち減税というものではないかというものでありまして、その点については、町の税収にも大きく影響するのではなからうかというふうに思うわけでありまして、

そうした点については、さきの改正の理由との整合性等についてもお答えがいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、寄附金の税額控除の下限額を下げられたわけでございますけれども、こちらにつきましては、確かに下がった分だけ節税にはなっていくこととなります。

それと、この国においての現下の厳しい経済情勢云々等の理由で幾つかの法律が改正

をされて、その中の一つが地方税法でありまして、その地方税の中で下げられたことの、この整合性ということでございますけれども、そこら辺につきましては、地域で一生懸命働いておられるNPO法人、先ほども申し上げましたが、その中で多くの市民が支援をなさっておる、そういうNPO法人を支援していく、そういう観点で、今回、この部分については定められたと思います。

なぜ、この法律の中で取り組まれたかにつきましては、私どもがお答えをする立場にはございません。

また、証券税制、議員おっしゃられるように、確かに本則、譲渡所得につきましては、20%、これを10%に軽減をしていくわけでございますけれども、見方によれば、金持ち減税という見方もできるかもしれません。その部分については、大きな資産をお持ちの方がこちらで大きな運用益が出ておる方については、そういうことになろうかとも思いますけれども、この部分につきましては、もともと証券優遇税制につきましては、平成16年に導入され、期限延長を繰り返してきておるといのが現状でございます。

リーマンショック以降の世界的な金融危機の対策として、平成20年にも3年間の延長がされておるところでございますが、こちらについては、まさしく現下の厳しい経済情勢のためにということで、国のほうで考えられた措置かというふうに思います。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 1番目の条例で定めるNPO法人については、先ほど来の答弁の内容で了とするものであります。

2番目の寄附金控除の関係で、下限を2,000円にするということに対して、我が町に税収でどういう影響が出てくるのか、その対象の件数というのはどういうふうに見込んでおられるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 23年度中にどれだけの方が寄附金をされたかは把握できませんので、今年度の課税における状況がどうなっておるかということで御説明をさせていただきますと思います。

23年度課税の実績では、6名の方が寄附をされておりまして、その寄附総額は110万円ほどでございます。

町税の寄附金控除額が23万円、県税分が15万円ほどというふうになってございます。

今回のケースで、この条例で定めるNPO法人への寄附金以外に、実はことしは東日本大震災の関係の寄附金がかなりございますので、そちらの影響は少なからず出てくるかなと思いますが、わからないのが現状でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 必ずしも、この適用下限の2,000円というのは、NPO法人に限ったことじゃないですよ。あくまでも、寄附金控除だと。寄附金控除が従来は1万円が下限だったよと、それを2,000円に引き下げたということですから、それでN

PO法人がどうだとか、あるいは震災復興への寄附金がどうだとか、あるいはふるさと納税もその対象になってくるわけですが、そういう狭い問題じゃない。いわゆる、寄附金という大枠の中で、1万円から2,000円に引き下げられたと。それで、我が町が23年度の課税ベースでいくと、6名で110万円ということであります。これ、少な過ぎへんか。もっと多いはずなんです、寄附金控除、こういう尺度ではかれば。再度、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 私どもが課税状況で調べさせていただいた限りでは、先ほど金額は申し上げました。これに係る寄附者は6名ということで把握がされておるようです。

若干、議員御指摘のように少ないかなという気もせんでもないわけではありますが、6名といたしますと、地方税分につきましては5,000円から2,000円ですので、その差額は3,000円分になるわけではありますが、3,000円の6人分ということで1万8,000円ということになろうかと思えます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） その1万8,000円というのはどこから出てきた数字ですか。先ほどあなたが言われたのは、6名で110万円の控除で、町税が23万円、県が15万円ということで、今言われた数字はどこから出てきた数字なのかということと、現実にこの条例が通れば、24年の確定申告時期に合わせた形の中で確定がやられれば、それが自動的に地方税、いわゆる町税にも影響を及ぼしてくるという形が出てくるわけですから、そうした内容から含めていくなれば、少なくとも現下の状況がどういうところにあるのかというのは、私は6件というのは余りにも少な過ぎへんかということなんです。だから、実態としてどれだけつかんでいるのかという問題が出てくるんですよ。

例えばあなたでいけば、例えば5,000円をやっても、足切り5,000円、5,000円でチャラになっちゃうから、5,000円を超えなきゃいかんという形で申告をしない人たちも出てくるわけですが、現実にそういう内容で必ずしも寄附金控除が制度的にきちっと住民に、あるいは納税者に周知徹底されているかどうかという疑問符は残ってまいります。

しかし、そうしたことも含めて、実態の把握という点でいけば、先ほどの答弁と合わせて再度答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 1万8,000円と申し上げましたのは、5,000円と2,000円の差額、3,000円掛ける6人分ということで申し上げました。非常に雑な計算であります。

それから、この現下の状況でございますけれども、議員御指摘のように、すべての方々にこれはかかわってまいります。それで、ことしの場合、東日本大震災で日赤に多くの方々が寄附をなさっておられます。その部分で、私どもが把握できておるのが65件で1,060万円ほど寄附をされておられるようです。

これも正しいかどうか、実際に65件の中が、1万円を10人分集めて10万円を送ったのが1件と数えられておるようなケースもあるかもしれません。そういうのがある

ますので、実際にはどれぐらいかというのはよくわからんところがあるわけでございますけれども、いずれにしてもこれは税額控除でございますので、所得控除と違いまして、丸々引いていけるものでございますので、今回の場合、震災関係等もございますので、私どもはそういう善意の寄附金に対して税がきっちり控除がされるように周知はしっかりやってお知らせをしていきたいと、そのように思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 制度的に税額控除だよということですが、それは選択性のはずなんですよね。税額控除もできるけれども、税額控除でやった場合、一定の上限なり枠がありますよと。しかし、所得控除という形でやれば、そのままそっくり入ってくるという形で、いわゆる下限の足切りと言われる2,000円部分は税額控除はカットされる。しかし、所得控除は足切りはないはずなんです。

ですから、これはあくまでも申告者の選択性の問題で、税額控除にするのか、所得控除にするのかという中で、税額のほうが有利ですよと、こういう問題があるだけであって、ただ税額控除すると、先ほど申し上げたように、2,000円のカットと、それから一定の事件が係ってくるという問題があるので、税額控除しかその控除の道がないという形では、私はもう少し正確な答弁がいただきたいということが第1点目であります。

それから、第2点目の第2条、第4条、いわゆる証券優遇税制という形の中で、現下の厳しい経済状況だと、これは国が言っている内容をそのままコピーしちゃったもので、そんなことを言われても、わしはわからんわなと、こういうことなんです、あなたの答弁は。

しかし、片一方では、復興税制だ、復興税制だと言って、菅政権から野田政権になって9日目に1人目が辞任をすると、ひっちゃかめっちゃかと、こういう今の政権の状況の中で、大企業や大資産家、金持ち優遇だけは増税のらち外において温存をして、優遇税制をやっていると、こういう内容に当てはまってくる。そうした点で、これに当てはまってくる内容は、我が町においてはどういう形で2年間延長するという状況があるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、税額控除か所得控除かということでございます。

この税額控除の上では、所得税等、限界税率で控除計算がされますので、確かに所得控除の選択肢も制度的にはあるのかもしれませんが、こちらのほうがずっとお得になるはずでございますので、こちらをPRをしていかなければというふうに思っております。

それから、この証券税制の関係でございます。今回、上場株式等の関係で軽減措置が延長されるわけですが、この関係では、通常3%の税率が、上場株式の非課税口座内の上場株式については、こちらについては、3%が1.8%に軽減をされる、さらにこの上場株式の配当等に関しては、住民税3%が、基本、1.8%にということで、いずれも軽減がされるわけですが、これについて、現在の課税状況から見ますと、30万円ほどの、本則になったとした場合、延長されることによって、税の収入減が見込まれる状況であります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどあなたも答弁をされましたけれども、リーマンショック以来、世界的な経済不況と、こういう中で、こうした証券優遇税制の延長というのは非常に重要だというようなことも言われたわけですが、ただその中で、先ほども申し上げたけれども、民主党政権が選挙のときには、4年間消費税増税はしません、値上げしませんと言って国民の支持をかすめ取って、今、2年もたつたたんかのうちに消費税10%だと、大增税だと、こういうのを打ち上げて、片一方では、証券優遇税制と。さっきあなたの言われたように、世界的にこういう状況だからということを書いてみる。しかし、アメリカやフランスやドイツ、こういうところの証券にかかわる税率はどれだけですか。即答弁というわけにはいかんだけれども。

25%から30%ですよ。リーマンショックがあったから、証券の税制を優遇しましょうと、こういう政策を選択しているのは日本だけなんです。欧米では、そんなところまで手は絶対出さん。それは貴重な財源だという形でやっているときに、日本の自民党・公明党の連立政治から民主党の政権に変わっても、大企業優遇、お金持ち優遇の政治政策というのは何ら変わっとらんと。

こういう中で、復興財源を消費税に求める。社会保障と税の一体改革だということによって国民に年金や医療をどんどんどんどん切り縮めて負担を押しつける。その一方で、こういうことをやってきているというのが実態だというふうに思うわけです。

そうした点で、答弁がいただきたいのは、即じゃなくても結構ですが、先ほど申し上げたように、日本は本則20%だと、それを10%の半減にしたと、これをさらに延長する。それでは、アメリカやドイツやフランス、いわゆる欧米という言葉でくくりすれば、欧米各国の証券にかかわる税制はどれだけなのか調査していただけるかどうか。この議案につきましては、総務委員会に回ってまいりますので、総務委員会の席では、そういうことも改めてお聞きをするので、そうしたことが答弁いただけるかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 欧米諸国の証券税制、本町の課税の仕方と特殊性があるのかどうか、そこらはよくわかりませんが、わかる範囲で調べさせていただきます。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第34号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第35号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第35号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第36号議案の質疑を行います。

15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今回、この条例が新しくできるということではありますが、この条例を策定するに当たっては、いろいろな他の事例とか、いろいろ引用したり、検討されたりしたことがあると思いますが、ここの今回上げてある条項以外で、こういうものはどうだろう、ああいうものはどうだろうというようなものを審議された経過なり、没にし

たこととか、そんなものがありましたら、披露ということが一つめ。

それから、自由通路の名称についてであります、こういうかた苦しい名称でなくて、例えば愛称ある名称、例えばツバキの道とか、山桜の通路とか、いろいろなものがあるかと思いますが、そんなようなものが審議されたのかどうか。そういうふうにして町民に親しまれるようなものを、例えばイベントをちょっとやる場合に、そんなようなものはどうかというようなことは審議されたかどうかということ、これからまた考えていく予定があるかないかということです。

それから、3点目が、ちょっと細かい話でございますが、条例文言を読んでおきますと、第5条第3項は何が書いてあるかと言いますと、町長は、第1項2号から5号までに係る行為が次の各号に該当する場合には、こういうものを許可することができるよと、こう書いてあるんですが、第1項2号には何が書いてあるかと言いますと、「公序良俗に反する広告物」と、こういう文句が書いてあります。

こういう「公序良俗に反する」という規定を例えば町長が条例でそれを許可することができるというふうに、私が勝手にそう読めるのではないかというふうに解釈したわけですが、間違っておれば、その辺を、これはこういうわけだという説明をいただければというふうに思います。

それから、大きな2番目として、自由通路について、こういう条例で禁止行為をいろいろしていくわけですが、例えば禁止があった場合、だれも点検管理をしていなければ、無放置のままになってしまいます。そういう場合に、だれが、いつ、どのような格好で点検したり是正したりしていくかということについては、この条例文言の中にちょっとわかりませんでしたので、その辺の手だてはどうなっているのかということについて説明をいただきたいということでもあります。

以上です。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、条例の成文化に向けて、私どもも確かにいろいろ検討をさせていただきました。その中で、どういう部分を検討して現在のような条例になったかという御指摘でございますが、こちらにつきましては、私どもは当初、いろいろな項目で禁止行為等は検討させていただきました。例えば、寝泊りはいかんだとか、座り込みをしちやいかんとか、そういうものを事細かく拾い出しをさせていただきました。

しかし、条例でまとめられるものについてはまとめていきましょうということで、それで今現在の条例の形になっておりますので、よろしく願いをいたします。

また、名称についてでございますが、こちらにつきましては、来町者のだれにでもわかりやすい場所、それから通路の性質、それを合わせた「相見駅自由通路」という名称にさせていただいたところでございます。

それから、公序良俗の関係でございますが、この中で禁止行為をいろいろ列記する中で、このように書かせていただきました。

片や、公共的団体については、そういう方々が駅を使って周知・PRされるような場合には、極力、そのように認めていきたいという考えで組み立てております。

そういうことで、過去には公共的団体等で芸術性の高いということで、そういう映画

祭等で18歳未満は入場禁止のような、そういうようなイベントを行われたようなこともある。そういうものについても、公共的団体が取り組んでいかれるものについては、認めていく必要があるという観点で、文字として残させていただきました。

あと、この管理につきましては、私どもは直接的には建設部の土木課のほうで管理をしていきたいと、このように思っております。

清掃等については、委託も行っていくわけですが、そういう中で行っていきたくたいと。

また、常時、私どもの管理をする者がおるわけではございませんので、JRの駅等にもお願いの程度になろうかと思えますけれども、何かあったら御連絡をいただくような、そのような要請はしていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まず、いろいろと自由通路について禁止行為があるわけですが、これは第5条において掲げておられるわけでありまして、8項目において定められております。

その中で、最後の11条に「町の免責」というものが定められているわけですが、この町の免責におきましては、「自由通路を利用する者若しくは利用許可者の義務の不履行による事故又は管理上の責めに帰することができない事故について、町長は、その責めを負わない」とされているわけでありまして、この具体的な内容について説明がいただきたいというふうに思います。

それから、こうした免責事項が定めてあって、あいまいなものについて言えば、例えば死亡事故等、重大な事故が起こった場合、こうした公の施設において事故が起こった場合は、その基準というものが、裁判所の判断によってわかりませんが、国家賠償法が適用される、こういうものもあるわけですが、ですから、こうした町の免責というものがどの範囲までに及ぶのか、お伺いをしたいと思います。

次に、この利用財源の範囲についてでありますけれども、いろいろと先ほど大嶽議員の説明の中でも言われましたけれども、8項目にわたってこの利用制限が行われているわけですが、今度のこの相見駅について言えば、この資料として出されましたピンクの部分、この部分、階段を含め、そしてピンク部分が自由通路、線路にまたがるところと2カ所の階段部分が自由通路としてなっているわけですが、

多分、無人駅ではなかろうかなというふうに思うわけですが、無人駅でありますと、非常に管理上どうかという点もでございます。

そういう点からすれば、非常に閑散とした駅になるのではなかろうかなというふうに思いますが、そういうように住民が安心して利用できるという、そういう駅にしていくための施策というのは考えられないのかと、あれもだめ、これもだめということからすれば、いかがかということですが、その点については、ほかの市町村のこうした駅舎の自由通路等を見られて、このような形の検討をされ、そして条例化されたのかということですが、

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、1点目の免責に関する関係でございます。

これについて、議員言われるように、利用者、それと利用の許可を受けてそこで行為を行う者と、その両方の者に係る行為についての免責を第11条で定めております。

想定されるような事故の内容といたしましては、この自由通路の中で自転車を運転をして第三者にけがをさせた、そのようなケースであるだとか、エスカレーターの中でふざけて転倒したとか、そういうことが利用者については考えられるかと思えます。

また、利用の許可を受けた方については、この上部にバナー広告がやれるように設備が設けてあります。旗ざお式でございますが、そちらへの取り付けが不適當で、それによって落下したとか、そんなようなことも考えられるかと思えますし、あるいは不適切な方法で掲示をされたポスターが破損をした、そういうようなケースを考えております。

それから、事故が起きた場合の賠償の関係でございますが、一義的には免責については、これは私、幸田町がこういうものについては責任を負いませんと言っておるわけでございますが、事故が起きた場合には、実際には最悪訴訟にまで発展をするケースはあろうかと思えます。

その際には、法廷で結論が出てくるわけでございますけれども、一般的には、私どもに管理上の瑕疵があったような、そういう場合には、町村会のほうの総合賠償保険というものもございまして、そちらでの対応になってくるのかなというふうに思っております。

それから、利用制限の関係でございますが、確かにいろいろなところを見させていただきました。刈谷の通路ですとか、いろんなところを見てきまして、大嶽議員の際にも申し上げましたが、いろんな禁止項目等は確かに拾い出しをいたしました。拾い出しをいたしましたけれども、それをすべて列挙するということは非常に難しい、逆に載っておらんことはやっていいのかということにもなりますので、ある程度まとめさせていただいて、この提案の内容でお願いがしていきたいというものでございます。

また、この安全対策についてもおっしゃられたわけでございますが、24時間オープン状態でございまして、こちらについては、やはり私どもは上の部分に4カ所の防犯カメラを設置をいたします。

これは、両側からホーム上の通路を監視をする、それから上からエスカレーターの下に向けて監視をする、それからエスカレーターの下に入り口部分をそれぞれ監視する、そのような形でやっております。

これは、これが即、防犯上の抑止力になるかということに関しては、いささか疑問があるわけでございますけれども、このようにしっかり監視をしておるんだというのは明らかにしておいて、犯罪等の抑止に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 禁止行為と監視行為で安全性が図られるかということでございまして、この相見駅について言えば、駅員さんは何名常駐し、そしてそうした点で、例えばこの何かあったときに連絡ができる体制になるのかということでございまして、私がお聞きしているのは、無人駅ではなかろうかということをお聞きしているわけであ

りますけれども、その点は、この自由通路の設置を、この条例を提案するときには、相見駅についての人員体制等については説明がございませんでした。

ですから、憶測で質問するしか方法がないわけでありまして、そうした点については、きちっと情報提供すべきではないかと、相見駅がどのような体制でこれから運営をされ、そして管理体制がなされるのかという、ＪＲ側の体制もお聞きをしておりますし、そうした点からすれば、こうした禁止行為との整合性もどうやって図っていくのかと、こういうことにもつながってくるのではなかろうかと思っておりますけれども、その点について説明がいただきたい。ただ、ただ、監視をするから安全が図られるよという問題ではないはずであります。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 現在のところ、私どもはＪＲから、この駅は無人でいくという報告はいただいておりません。また、何名おりますよというふうにも聞いておりません。

したがって、こちらについて、今後、ダイヤ発表等に合わせて、そこら辺もＪＲから御報告があるかと思っておりますので、その際には、速やかにまた御報告をさせていただき、そのようにしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、こうした管理体制や安全な自由通路の対応とか、そういうものについては、やはり町独自の体制ではやっていけない部分があるわけですので、その辺はきちっとＪＲと協議をしながら、駅舎として一体化していく対応をしていかなないと、これは駅の安全面というものも図れない。ただ、町は4台の監視カメラを立てるからいいじゃないかと、安全が図られるんだよと、こういうのでは、私は安全な駅の利用ができるというふうには思われないわけであります。

やはり、早朝や深夜に及ぶと、非常にこの道を歩くといいますか、利用するのにちゅうちょする部分というものもあるわけですので、そうしたダイヤが動いている時間は、やはり住民が安全に利用できる駅舎にしていく、そういう体制づくりというものは、町だけ、あるいはＪＲだけではできないわけであります。そうした点で、きちっとそうした体制の問題も明らかにすべきではないのかということですが、その点について、どう整合性を図っていくのかということですが、

住民にすれば、この相見駅は、ＪＲの管理、あるいは町の管理というのは、関係ないわけでありまして。一体となって駅を利用するわけですから、そうした点からすれば、一体のものとして相見駅ということで考えているわけでありまして、そういう体制づくりをすべきであります。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） この相見駅のＪＲ部分の中には、駅の事務室を設けております。その限りにおいては、常時無人ということはまずないかなと思うわけでもありますが、ただ夜間等には、当然、どこの駅でもそうかと思っておりますが、無人の状態になる。これはどこでも同じかと思っております。そういう場合、仮にＪＲの駅員がおられるような時間帯に何かあれば、やはり私どもに御連絡をいただくように、今後、いろんな管理上の協定を詰めていく作業が残っておると思っております。

そういう中で、費用負担等も含めて、また細かい協定をしていくことになろうかと思
いますので、私どもの安全対策への要望、そういうものについては、J Rに対しても要
望として、協力していただけるようにお話ししてまいりたいというふうに思っておりま
す。

町民の方からは、確かにJ Rの部分、町の持ち分というのは意識はないかと思いま
すが、最終列車が通った以後については、J Rのほうへは恐らく入れなくされるかと思
います。自由通路の部分だけになるわけでありまして、これはどこの施設も、オー
プンなところはそうかと思いますが、防犯カメラ等が現実問題として、深夜時間帯には
それぐらいの監視が精いっぱいかなというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時04分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野君。

○9番（水野千代子君） この条例は、来春の相見駅の開業に伴いまして、自由通路の設置
及び管理に関する条例の制定でございます。申すまでもなく、自由通路は幸田町の財産
でありますし、管理も幸田町でしていくわけでございます。今回の条例の中で、第5条
にさまざまな行為の禁止が掲げられておるところでございます。

私は、昨年自由通路に関する有料広告の提案をさせていただきました。また、その
後、先月の8月8日の総合開発特別委員会の協議会のほうでもお尋ねをいたしました。

答弁は、掲示する場所も少なく、町の優先的なものを掲示したいとの回答があったか
というふうに思いますが、その後、今回の条例制定に向けての、再度、この有料広告に
関する検討はされたのか、しなかったのか、どのような意見があったのかをお聞かせを
願いたいというふうに思います。

それから、先ほどの部長の答弁のほうで、バナー広告の設備も取り付けが設けてある
ということの御回答があったわけですが、これはどこの部分にどのぐらいを予定
されているのかということをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 有料広告の検討状況でございます。

まず、この広告の掲示場所でございますけれども、東西それぞれエスカレーターを上
がった突き当たりの横にB0サイズのもので各1枚ずつ張れる場所がございます。B1
サイズにいたしますと、2枚ずつ可能であるわけでございますが、掲示場所が非常に少
ないと、こういうことございまして、公共的団体、あるいは町からのお知らせのもの
で、恐らく有料広告は無理であろうということで、検討はさせていただいておりませ
ん。

それと、バナーの関係でありますけれども、場所につきましては、自由通路の幸田駅
側になります。南面になりますけれども、そちらのほうにちょっと何か所旗ざおが

おるか、そこまではちょっと把握しておりませんが、てんてんとつり下げができるようになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、バナー広告のことは、今言われましたが、幸田駅側の南側で、旗のようなもので、てんてんと言われてもちょっと理解に苦しむわけでございますが、そういうことはまた次回の協議会、また委員会等に出されるのかどうかということ、もう少し詳細なものを出されるか、いつ出されるかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、有料広告でございますが、やはり本当に場所がないということも今部長が言われたわけでございますが、幸田町は不交付団体でもございますし、今回の補正でも自動車関連企業の業界の回復などから町民税が4億8,600万円ほど増になるということで、比較的裕福な町かというふうに思います。しかし、それに甘んじることなく、やはり幸田町の財産のすべての有料広告制度を私は設けていくべきではないかなというふうに思います。

確かに、少しの財源かもしれませんが、その確保をしていく努力は私は続けていっていただきたい。それが今回の自由通路も一つでございます。

相見駅は、今後、町内外からの乗降客が多い駅というふうに思います。このような注目度の高い自由通路のエリアへの有料広告への掲載はインパクトがありますし、また町にとっても、町外の方がいらっしゃったときに、幸田町はこういうところまで有料広告の場所を設けて財源確保をやっているのかということ町外にもわかっていただけるというふうに思いますし、広告を出す側にとっても、私は両方に効果の大きなものになるのではないかなというふうに思います。

再度、安全面も配慮した有料広告を検討されるかどうかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、このバナーの位置等でございますが、協議会等への資料をというお尋ねでございます。

この自由通路に係る図面等を出す機会があれば、その際には、その設備等も含めて記載をして御提供を検討させていただきます。

それから、2点目の広告料の関係でございます。今回は、先ほど申し上げましたように、このスペースとしては、私どもには東西各1カ所ずつ、2カ所にしか設けておりません。しかしながら、議員御指摘のように、こういう広告料収入も税源の確保という点では、非常にこれから検討していかなければならない大切なことかと思っております。

そういう視点は、今後の財政運営の中にも常に持っていく必要があるかというふうに思いますが、この駅に関しましては、先ほど申し上げましたような、恐らくそういう民間の方の有料広告を掲示する、そういう余分なというか、そういうスペースは恐らく出てこないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 以上で、9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この自由通路について、なぜか過剰な期待と過大な反応をしているというのが、私が今お伺いしている限りでは、そういうものがうかがえるわけです。

そうしたときに、この陸屋根式の自由通路、駅舎も一部含むわけですが、これを前町長は何と言ったか。アイストップの自由通路だと。アイストップの自由通路とは何ぞやと。アイは目、ストップ、いわゆる目がとまるような自由通路にしたいと。じゃあ、どういうことが目にとまるのかと言ったら、自由通路で美しい我がまちの山並みを展望できるような、ただ単なる階段部屋じゃないんだよと、そういう美しい山並みが見える、そういう施設がアイストップという自由通路のそもそもの発想ですよという形の中で、一昨年、2009年、平成21年5月14日に自由通路への3案がつくられて、Aが今話題になっている、議論になっている基本設計案、B案が階段上のフレーム案、3案が傾斜上のフレーム案、この傾斜上フレーム案というのは、幸田駅だとか、あるいは三ヶ根駅を指しておるわけですが、そういう3案を示した中で、前町長は、いわゆる今の形状になっているものについて盛んに強調をした。その3案について、メリット・デメリットをきちっと出して、じゃによってA案である陸屋根式の現状の基本設計に基づいた建物が一番すばらしいですよと、こういう中で、利点のうちの一つに、立面形状が単純なためにメンテナンスが極めて容易である。メンテナンスが容易であるということは、メンテナンスにかかわる維持管理に関する費用が少なくて済むと。附帯事件どれだと言ったら、だれも説明せん。当時の議員が、町長がメンテナンスが一番安いと言うなら、今のままでいいじゃないかと、何の検証もせずに、よいしょ、よいしょやって、この案が決まった。これが事の経過ということですよ。

そうした点でいけば、この自由通路は、来年3月の多分半ば、14日だというふうに思いますけれども、JRのダイヤ改正に合わせて幸田・岡崎間に相見駅がつくられる。その相見駅に停車する列車も決められてくる形の中で、言ってみれば、年度中に管理が開始される。そして、わずか半月程度で新年度にかかわってくるわけだ。

そうした点でいけば、丸っとほぼ1年分の管理費用というのがもうそろそろ担当のほうでそろばん弾いて、10月15日に町長が示す来年度の予算編成方針に合わせた形の中で予算組みがつくられてくるわけですから、そうした点でいけば、おおよその試算はできるとははずなんですけど、年間の見込みはどれだけですか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、この現在の駅舎の形になった理由が、メンテナンス費用が安いということにつきましては、そのようなお話、計画過程でそういうふうに決定をされてきたというものだと思います。

実際に、この駅舎を管理していくということになりますと、もろもろの経費が必要になってまいります。上下水道、あるいは電気、通信費、それからセキュリティに関するもの、それから火災保険、清掃等、いろいろ出てくるわけですが、それらを含めまして、現時点では、年間約1,300万円ぐらい必要かというふうに試算をしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） おおよそ年間の維持管理費が1,300万円だと、こういうことですが、基本的にこの駅は無人駅であることは間違いありません。早朝とか、深夜は戸締まりするために来ると言うけれども、現に幸田の中で三ヶ根駅は半ば無人駅、幸田駅も時間で無人化されてきている。新駅だから、それじゃあ常駐させるわと、そんなJRも金もうけ団体という点からいけば、幾ら地元でわーわー言っただけで過大な反応とえらい期待しても、そんなことは何もならへん。無人駅。

乗降客も、請願駅が設置されるようにということで、水増し上げ底で、実態を多く上回るであろうという数字をJRに出した。今、三ヶ根駅が大体1,800人前後というふうに言われている。それを下回るの確実といったときに、それだけの反応を示して、バナー広告だと言って、周辺の展望を遮るのは、アイストップという趣旨の自由通路とは相入れぬ。

片一方じゃあ、アイストップの自由通路だと、それを目隠ししちゃって、目に差しさわりができるような広告をぶら下げて、せいぜい1,000人来るか来んかという乗降客を相手に、そうすれば費用対効果で出すほうだって、そんなものは、そんなことはもう要らんことだ。そういうことだ。

そういうことで、じゃあ実際どういう形で管理をするのか。先ほど、管理は土木が担当するであろうと。それじゃあ、土木課の職員が体制を組んでいくかと言ったら、そんなことはやらへん。

そうしたときに、管理形態イコール人の雇用なり委託という形で、ここで新たな労働の場、就労の場が生まれてくるわけですが、そうした点では、どういう形態をとっておられるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 当然、こちらに係る管理で、エスカレーター保守・点検等の専門業者でなければできない部分を除きましては、日常的な管理については、私どもはできれば今の考え方では、シルバー人材センター等へ委託をしていくのが効率的かなというふうに思っております。

そういう方面で、地元でできるものについては、総合的な管理課は土木課を検討しておるわけですが、実際に作業に当たっていただく方については、できるだけ地元優先、そういう視点で考えていきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 実施的な管理という形でいけば、先ほど1,300万円を見込みとして出された。その中には、恐らくエスカレーター部分の管理委託が入っているかどうかはともかく、今答弁されたエスカレーターの管理、それからシルバーへの委託というものも、この1,300万円の中に入っているかどうかという点が一つ残ってくるわけなんで、そういう点で、管理形態をもう少し具体的に説明がいただきたいということが1点目であります。

2点目は、この対象面積というのはどこからどこまでかと。一応、この図面でいけば、我が幸田町の財産はここですよという形になっている。しかし、トータル的な自由通路部分と駅舎部分という点からいけば、対象面積が私はこの資料の中からは読み取れない

ということであります。

駅舎と自由通路は一体だと。しかし、財産管理区分は明確に線が引いてある。明確に線が引いてある財産管理部分まで、町民が利用するからと言ってどんどん踏み込んでいくことがいいかどうかという点もきちっとしていかないかという点からいけば、まさに先ほど申し上げたように、自由通路イコール過剰な反応と過大な期待をかけていっていいかどうかと。

三ヶ根駅は請願駅であります。請願駅だけれども、当時の国鉄との関係も含めて、請願駅だから地元で全部維持管理を任せておらん。逆な言い方をすると、あそこは請願駅だけれども、通常の維持管理、責任は、全部JR、国鉄が持つとるわけです。そういう特殊性もある中で、全くこういう形で自由通路と駅舎という形で請願駅で我が町が維持管理が回ってくるというのは相見駅だけだという点から含めていくと、そうした面積も含めて、よほどしっかり線引きをしていかないと、お山の大将我一人というのがJRですし、そうした点で、きちっとしているのかどうなのか、面積も含めて、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、管理に関する年間費用の関係でございますが、エスカレーター、エレベーター等の管理で600万円ぐらいかかるかなというふうに思っております。清掃等で約260万円程度、あと電気、上下水道等で、先ほど申し上げた金額になるというふうに思っております。このうちの清掃等につきましては、シルバー等でまず考えていくという考え方でございますので、よろしく願いをいたします。

2点目の面積の関係でございます。本来、図面の中に面積を明らかにしておくべきでございました。

この面積につきましては、確認申請における面積でございますが、1,454.58平米であります。これは駅舎を含めた面積でございます。自由通路部分でございますけれども、719.9。この内訳でございますが、1階が240.7、2階が479.2となっております。

この管理の関係で、三ヶ根駅と合わせて御指摘をいただいたわけでございますけれども、確かに三ヶ根駅については、通路はJRが管理をしておるということでございます。

これについては、やはり建築された当時の状況もあるかと思うわけでございますけれども、三ヶ根駅はもう当時は国有鉄道時代に請願駅としてつくられたもので、片や相見駅については、民営化された後につくられるものということで、近年のJRへの請願駅については、管理費用はすべて地元自治体が自由通路については持つということになっておるようでございますので、よろしく願いしたいと思います。

また、このJRとの関係においては、町の部分については、私どもが責任を持って管理をいたしますが、JR部分については、JRがきちりやるべきでございまして、そのJRの肩がわりを私どもがやるというような、そういうことは一切考えておりません。

JRはJRでやっていただいて、私どもは私どもでやっていくという考えであります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これ、自由通路と駅舎という形の中で、そこに境界線があると。境

界線があって、町民がその境界線を行ったり来たりすると。行ったり来たりする者も町民だから、あるいは利用者だから、町が全部責任持つという、それは乱暴な感覚というふうに私は思います。

そうしたことも含めて、三ヶ根駅の問題が出ましたが、要は、駅舎をつくったのは、請願駅ですよ。しかし、維持管理、所有権は、全部国鉄にありますから、国鉄のしりをたたいて、もっとしっかりせよ。スレートの上にペンペングサが生えてくるような、そんな管理の仕方をしておってどうするんだというぐらいのことはちゃんと言っとかなあかん。請願駅だから、それじゃあ手が届かなかつたら幸田町がやりましようかなんて、そんな感覚で物を言ってるわけじゃない。管理区分がきちっとしているならば、その管理責任たるところがきちっと責任を持って、利用者たる町民、あるいは住民を、快適な状況、安全な状況で利用できるような施策にきちっと手を尽くすというようのが大事です。

4番目の利用許可の関係で、私は非常にこれは矛盾のある条例ですよ。これでいきますと、第5条は行為の禁止だと。第5条の行為の禁止で、1号から5号まで、これは胸先三寸だ、その判断はね。その判断は、行為の禁止で、1号から5号までは胸先三寸で、さらに7条で許可の取り消し、その4号で、公益上又は管理上特に必要があると認めるときは許可を取り消しをすると、あるいは条件変更するというくだりは、つまり7条と5条というのは胸先三寸で、どうにでもなりますよ。許可権限者はだれかと言ったら、町長です。片一方で火をつけて、片一方で火を消す、マッチポンプの条例案じゃないですか、5条、7条、ここら辺はどうなのかという問題が一つあります。

それから、管理責任という点でいけば、先ほど言われたように、管理の面積の問題がありますけれども、何か事故が起きたときに管理責任がとられてくるのは当たり前。ただ、そうしたときに、免責の条項があるから、即決・即断で我ところにそんな責任はないからという、私は紋切り型をやっていくと、裁判ざたになってくるだろうと。あれは関西のほうか、多分、神戸だったかな、花火大会で陸橋が落ちちゃった。そうしたときに、警察署の副署長が首になっちゃったけどな、わしんところは責任はないとえらい力んじゃった、国家権力を背景にしてな。裁判になって、おまえんところが悪い、責任とれという判決が出て、しゃあないなと、こういうことなんだ。

そうしたときに、即決・即断で免責条項があるから、我んところに責任なしだよという免責条項の関係からいくと、管理責任という事故が起きた場合、いろんな事故が想定できるわけですよ。

そうしたときに、もちろん逃げ道、くそ道はあけとかなあかん、どんな場合でも、ふん詰まりになったら何ともならへんわけだ。ただ、そうしたときに、即決・即断で事に当たったら解決が延びますよという、そのぐらいの度量というところまでいかへんけれども、そのぐらいの感覚はございますか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、三ヶ根駅の関係でおっしゃられましたが、三ヶ根駅に限らず、JRが管理すべき部分でふぐあいがあれば、私どもはJRのほうに要望していく、そういう考え方でおります。

それから、第5条と第7条の関係でマッチポンプとおっしゃられたわけですが、この7条での許可の取り消しにつきましては、この条例に違反をして行われる、許可の段階で想定をしておらない扱いをされたような場合には、これは当然許可を取り消していかなければならないということございまして、うそを言われても、それは困るわけでありまして、そういうものを取り消して中止をさせるということございまして、マッチポンプと言うよりも、第5条を補完をする、そういう規定だというふうに御理解がいただけたらというふうに思います。

それから、管理責任の関係であります。議員、明石の歩道橋の事故を例に出されたかと思うわけですが、これについては、確かに事故が起きれば、私どもが条例でこれは責任がありませんよと言っておっても、それは相手方から見れば大きな事故になれば、当然、何らかの責任が施設の設置者としてあるんじゃないかというのは、当然、争われるケースは想定をされます。想定はされますけれども、そのようなことができるだけないように、常にあらかじめ啓発等をしていく必要があるかと思えます。

例えば、エスカレーターで逆に走っておるようなのを常日ごろ容認をしておるとか、そういうふうになっていくと、これはまずいかと思いますので、そういうものを発見すれば、そのたびごとにやはり関係者等の協力を得ながら指導をしていく、そういう対応で、大きな争いごとにならないような対応をしていきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 特に、管理責任、安全確保の問題ですが、先ほどの防犯カメラがありますよ。それはそれで設置していくのも一つの方法だと。要は、この何かあったときに24時間の即応体制がとれるのかと言ったら、とれるわけないし、じゃあ24時間体制だと言っても、防犯カメラに映った映像で、例えばこの庁舎の中にその担当者が24時間詰めておって、何かあったときはすぐ飛んでいけるかと、あるいは安全確保の関係で、エレベーターが途中でどぼんしちゃったと、あるいはエスカレーターで事故が起きたり、とまっちゃったということだって、前例は幾らでもあるわけだ。そうしたときに、即応体制なんてできるわけないわけだ。

そうしたときに、どういう形で連絡なり事故が起きたときの対応があるのかと言ったら、エレベーターに閉じ込められたら、恐らくインターホンはあるだろうと。インターホンがあっても、駅舎の事務室にチーチーチーチー鳴っても、無人化になっておったら、何もならへんわけなんですよ。

だから、そうした点で、一つ一つの事例というのは、もう具体的にいろんなところで事例が明らかになっているときに、それをどういう体制でフォローしていくのか、利用者、乗客の安全というのは、JRも確認、絶対責任があるわけです。たまたま線を引いて、こちらは駅舎、こちらは自由通路というだけの問題で、自由通路だけの利用者という点からいけば幸田町の責任、しかし駅を利用して、駅舎を利用してコンコースに出る、あるいは自由通路に出るとなると、JRとの共同責任の問題もあるので、そこら辺はきちっとやっていくことという点で、そこら辺も含めて再度答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 防犯カメラについては、議員御指摘のように、記録はいたしま

すけれども、それが即、リアルタイムでどここの救助機関、あるいは警備機関等に行く、そういうシステムにはなっておりません。それは防犯カメラの性質上、やむを得ないことであります。

この防犯カメラは、ただ2週間分程度は録画をしていきたいというふうに思っておりますので、この不適切な行為等があれば、その都度、やはり指摘等をしていけば、見張られておるという意識を利用者が持っていかれる。それによって、より安全な通路になっていくのかなというふうに思っております。そんなことで、お願いしたいと思います。

また、今後、この管理について、さまざまなケースを想定して決まりを決めていかなければなりません。これから、JRとの具体的な管理協定を詰めていくわけです。責任のあり方、議員がおっしゃられたような連絡体制のあり方等についても、当然やっていくことになろうかと思っておりますので、でき得る限り、より安全・適切な管理ができるように、協定は私どもの主張は主張としてJRに伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第36号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第37号議案の質疑を行います。

まず、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） この第37号議案の提案理由によりますと、蒲郡市と幸田町の共同事業として処理するという事で定められてきましたが、こういう事業について、共同事業以外の方式と言うと、私も細かいことはわかりませんが、委託方式とか、いろいろさまざまな方式があるのではないかと思います。組合方式とか、いろいろちょっと細目はわかりませんが、共同事業以外の方式でこういう運営をする、経営をする方式があると思いますが、ほかの方式はこういうものがあるけれども、こういう共同事業にしたというような説明と、それから負担金の話は別として、利用者個人、一般の人の直接の利用するに当たっての料金とか、使用方法とか、そういう過去と今までと違う方向になるものがあるのかなのか、その辺がわかりましたら、説明をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 本町の火葬業務につきましては、蒲郡市を初め周辺の市の施設を利用して、その大半は蒲郡市の斎場を主に利用させていただいております。

これは、幸田町が蒲郡市に火葬事務を委託しているものでございます。斎場老朽化等による更新計画に合わせまして、今後、火葬事業を、蒲郡市からの申し入れに基づき共同事業で処理しようというものであります。

火葬場の施設につきましては、皆様御存じのように、住民の生活に欠くことのできない施設であります。新規に建設しようとした場合におきましては、場所の選定から建設費用まで長大な時間、あるいは多大な建設維持経費を要することが予想されます。効率的事務処理からも、今回の運びは適当と判断し、組合方式をとらせていただきたい

とするものでございます。

なお、町は既に蒲郡市とし尿処理事業を組合で共同実施してございます。火葬事務を組み入れることには特に難もなく、効果、効率的でもあると考えて、組合方式を進めを図りたいと考えてございます。

それから、利用者への利用料金、あるいは使用内容等につきましての影響、変化ということでございますけれども、現在の料金につきましては、市と町で差があります。完成後は、組合で類似施設の使用料を参考に、組合条例で決定してまいります。同一料金となるものでございます。

内容につきましては、現在の葬儀のあり方等、言ってみれば、葬儀等、概念変化がいろいろ社会変化等もございまして、されてきてございます。そういうものも十分考慮しながら、今後、建設委員会を中心に、利用しやすい施設、より便利な施設になるような計画を進めてまいりたいと、かように思っております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 済みません、ちょっと私がよく理解できなかったわけですが、通告の内容どおり、この組合方式というものを適正と判断した。適正と判断したから、こういう方式でいくというお話だったと思いますが、どうしてこういう方式がいいのかという説明がいただければと思い、お尋ねした次第です。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） これにおきますところは、結果的には、蒲郡市から申し出によるものでございますけれども、町が判断したものは、先ほども少し述べさせていただきように、町が新たにこの必要不可欠な施設、それを建設しようと、仕様書に基づきまして手がける場合、場所の選定から、先ほど申したように、時間、あるいはその建設費用というものも膨大にかかるであろうということを思います。また、その後のランニングにつきましても、かなりの経費を要すると。それなら、今までの委託とは違いますけれども、やはり共同事業として町も参加するので、それは効率的にも経費節減等、いろいろ町においても有効であるということを考えまして、この蒲郡市の組合でやっという申し入れを受け、今回、このような運びになったということでございます。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 5月の産業建設委員会の協議会の折に、この計画について示されたわけでありましてけれども、その中で、現在の蒲郡市の斎場の敷地内、これを今の施設は継続しながら、隣接の地に新たな施設を建設をしていく、こういう計画を示されました。

そして、この共同事業として処理するということについては、県の認可を受けて、そして9月議会に提案をしたいという、こういう方向の中で提案をされたわけですが、今回、いろんな組合の経費のあり方についても示されているわけでありまして、その中で、組合議会のあり方についてお尋ねしたいというふうに思います。

この組合議会の費用弁償の件でございますけれども、この費用弁償というものが、今、いろんなどころにおきまして廃止の方向が出てきております。特に、近隣で言えば、新たに名古屋市が組合議会の費用弁償は歳費の二重取りになるのではないかとということで言われておりますが、そうした点で、この新たに火葬業務を組み入れることについて、組合議会もよりこの審議の内容もたくさんになるというふうには思いますけれども、しかしこうした今の状況の中で、費用弁償の対応については廃止の方向で考えるべきではなかろうかと思うわけでありまして、その点についてはより明確にさせていただきたいというふうに思います。

それから、この経費支弁方法ということで、第8条に、この組合議会の中の問題も掲げてございます。そして、以下それぞれし尿処理場にかかわる経常経費の問題、費用負担の割合、それから建設費の割合、地方債の償還についての割合というものが出されておりますけれども、この辺を明確に示していただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） 今、議員もおっしゃられましたように、他の一部事務組合におきましては、廃止の議論も話題となっておりますということは私も承知をしておりますが、本組合、この蒲郡市幸田町衛生組合のこの部分については、特に廃止する予定はございません。

その部分につきましては、私が申し上げるまでもなく、高額な費用等が支払われておる、二重だというような意味であったかと思えます。

本衛生組合の部分でございますけれども、現在の支弁金額についてはわずかでございまして、その部分からすると、とてもそのような批判を受けるものではないだろうというふうにも思いますし、また今後の組合運営について、貴重な御意見、あるいは協議をするという場がございますので、当然必要だというふうに思っております。

それから、支弁の部分でございますけれども、今回の規約改正の中で、組合議会の経費、これについては、議員の定数に応じた割合ですと、あるいは経常経費、これは地方債の償還の利子を含みますけれども、し尿処理組合については、前年度の投入量に応じた比、あるいは斎場につきましては、前年度の利用に応じた割合ということ、あるいは建設でございますけれども、し尿につきましては、前年度投入量に応じた割合、斎場は前年の10月1日の住民基本台帳に掲げる、その人口に基づいた比と。地方債償還元金については、し尿処理、これは借入年度に応じた組合市町の前年度投入量に応じた割合、そしてこの斎場におきます部分については、前年度の10月1日の、先ほども重複する部分の表記になりますけれども、住民基本台帳に記載されておる人口に応じた比だということでございます。

やはり、この部分については、いろいろ負担のあり方については考えもあると思いますが、やはり将来のものをどうこの数値、フレームを持ち込んで推移するよりも、やはり直近のこういう市町の人口等、より現実的な部分、これがかんがみたほうが双方納得できる、理解できるということで、今回のこのような調査になってございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 建設するまでのこれからの計画についてでございますけれども、

これは組合議会の内容についても同じこととさせていただきます。すべて一体となってこれからの計画についてお伺いをするわけでありましてけれども、幸田町と蒲郡市、それぞれ今回、組合議会として同等の立場で火葬場も共同運営をしていくということとさせていただきますので、そうした点からすれば、よりこの組合議会が大変な任務も帯びてくるというふうにするわけでありまして。

そうした中で、今現在の組合議会のあり方について言えば、管理者は蒲郡市ということで明確にされております。そして、副管理者が幸田町と、こういうような立場で運営をされているわけでありましてけれども、人口等で比較をいたしますと、蒲郡市のほうが今の時点では多いわけとさせていただきますが、しかし人口が多かろうと少なかろうと、これは同じ対等・平等の立場の中で運営をしていく、こうした立場に立つべきではなかろうかというふうにするわけでありまして。そうした点において、こうしたこの組合規約の変更の中で、そうした内容については見直しがされなかったのかということとさせていただきます。

監査委員について言えば、明文化するという方向づけされているわけでありましてけれども、しかしいろんな意味の中で、1市1町で運営をしていく、蒲郡市にお世話になる、こういう立場ではなくて、共同事業として処理をする、こういう立場に立つならば、平等で対等に運営をしていくと、こういう姿勢で臨むべきだと思えるわけでありまして。

確かに、処理場も蒲郡市の中に、今の施設の中に新たに建設をしていくわけとさせていただきますが、それはそれとして同じ事業を共同事業として進めていくのであるならば、その辺について、これから視野に入れながら話し合いの中でやっていくべきではなかろうかというふうにするわけでありまして。そうした計画についてどう考えるかということとさせていただきます。

それから、今回のこの共同事業の提案というのは、蒲郡市側から申し出があつて、幸田町も受けたということとさせていただきますが、既に基本構想が蒲郡市側から示されて、そして幸田町の口を挟む余地があるのかということとさせていただきます。

これは、今度、補正予算にも予算化がされておりますので、その中でも触れたいとは思いますが、しかし幸田町民が利用しやすい施設、そういう施設建設にも取り組んでいただきたいというのは、だれもが思うこととさせていただきます。

料金の問題だけではなくて、今先ほど部長が答弁されましたように、葬儀のあり方というものも、そして住民の意識というものも非常に変わってきている中で、やはりこうした要望も取り入れながら施設建設に生かしていく、そういう計画についてお尋ねするものであります。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 組合の中で幸田の部分に対等等ではないじゃないかというふうなお話もいただいたわけとさせていただきますけれども、現在の組合については、やはり市町それぞれ定数がございまして、議員に参加いただきまして、その組合議会の中でこれまでの維持、あるいは建設等の計画、あらゆることをお互いに協議し合つて円満に今日までも運んできてございます。

ただ、その定数等につきましては、人口的なことも正直でございますので、数は異なり

ますけれども、その中においての審議は平等にやられてきたというふうに思っております。

なお、今日までの衛生組合等の事務的な部分では、市役所が主体となってやられる中で、幸田町も十分に協議の中に参加したということでございますが、今後もその形態そのものには基本的には変わりはないだろうと、言ってみれば、そういう部分では大変ありがたい形でございますけれども、そういう部分で、じゃあ逆に口を挟めないんじゃないかと、言いたいことを言えんじゃないかと、そういう余地はあるかというようなこともございます。

当然、今後の中においては、さきの議員の答弁の中でも申し上げましたが、建設委員会の中で今後の形態について協議をする、あるいは当然組合議会の中でもそういうものを協議いただく中で、よりよいものを目指していきたいと、口を挟む余地はないんじゃないかと、そういう御心配は多分ないと、私はそのように理解しておる次第でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 1市1町で共同事業として運営をしていくなれば、これはやはり対等・平等という形の中でやっていく。しかしながら、現在の衛生組合議会というものについて言えば、事務局は蒲郡市にあって、そしてすべて蒲郡市の職員が運営をし、そしてその政策立案に当たっても、そこが事務局となってやってくる。そして、私も組合議会に出ささせていただきましたけれども、なかなかそうした口を挟む余地がないぐらいの議会運営がなされているというのを経験してまいりました。

とすれば、どこでその意見がきちっと反映されていくのかと、こうした場がないわけですね、実際。ですから、そうしたところを改善すべきではないかと、そうしたことを改善するには、やはり幸田町としてもきちっと対等・平等ということやっていく。それには、やはり例えば今の管理者が蒲郡市になっていて、副管理者は幸田町となっているわけですね。

ところが、対等・平等であれば、これは1年交代でそういうことをきちっとしていき、そして幸田町もきちっと職員も派遣をする、それがやはり対等・平等のあり方ではなかろうか。そして、きちっと両市町で事務局がお互いに派遣をしているわけですから、その中で、どう運営をしていくのかということ言えば、そういうことが対等・平等につながるのではなかろうかなというふうに思います。

確かに、職員を派遣をすれば、町の負担も大変になって、部長が言うようにありがたいかもしれないけれども、それがやはり本来の姿ではなかろうかなというふうに思うんですけれども、それは経費的に幸田町の負担になってくるから、とてもそうはできないよということなんでしょうか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 先ほども申し上げましたように、私の理解としては、今日までも特に不平等ということはないと、対等であるというふうに思っております。

それがためには、当然、議会というものもあるわけでございますが、その前の段階で、市町の事務方でも当然議会を前にいろいろ協議・調整もいたします。そういう部分では、

町もいろいろ町をバックといたしまして要望、あるいは意見を申し上げる中、蒲郡市も一定理解を示す中で帳合いをとって議会等にも提案をさせていただいておるわけでございます。

なお、本当の対等については、管理者の交代とか、いろいろそういう事務方の派遣ということもございましたが、特にそうまでしなくても今日までもちゃんと町の要望・意見というものは通っておると思いますし、議員も危惧されるように、そうした場合に一定の事務経費とか、そういうものがさらにふえるという部分、それは確かに蒲郡市様の好意という部分でもあるのかもしれませんが、特に問題もない以上、現在の形でいきたいということでありませう。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この問題について言えば、またこれからの問題になろうかと思えますけれども、しかしながらやはり共同事業として処理をしていく、この文面にあるような立場を貫くならば、私はこれからの組合のあり方について、今後、やはりどう関係を築いていくかということは課題としていただきたいと思えます。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 今、議員からおっしゃられましたように、対等・平等というものを継続する上では、いろいろそのときの情勢も変わってくるおそれもございます。ないとは言えません。先ほども言いましたように、そんな心配はないだろうとは思われますが、やはり常にそういうものを課題と受けとめて、真摯に市町との関係が対等に進められるように図ってまいります。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今回の議案は、新斎場の建設、また維持管理、附帯する事務を蒲郡市と幸田町で共同化していくための規約の変更でございます。

この規約の変更後は、斎場建設のための建設委員会が発足されるというふうに思いますが、これはいつごろ予定されているのか、またそのメンバー構成は何人で、蒲郡市が何人、幸田町が何人の選出をされるのかということをお聞きいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 建設委員会の予定でございますけれども、目下のところ、期日につきましては、本年の11月ぐらいに立ち上げをしたいなと思ってございます。

それから、その構成でございますけれども、まず蒲郡市の側で人数は4ないし8名。といいますのは、後ほど細かい部分を申し上げますけれども、そのような形、町のほうからは2ないし4名ぐらい参加したいと。

まず、地元のほうの部分におきまして、地元等、竹谷町の代表の方、そして奥林地区の代表の方にも入っていただこうと。これは、一応、想定は各1名と。それから、組合議会のほうでございますけれども、各市町から、できたら1、場合によって2という方の人数に入っていただこうと。それから、市町の事務方といたしまして、部課長級で1ないし2名で構成したいと。そうしますと、最大の人数で申し上げますと、今の部分で10ということでございます。

なお、この施設が、言ってみれば、一定、特殊性や法的な基準等もクリアしていく、そういうものも確認していく必要がございますので、目下の考えといたしましては、アドバイザー的な専門知識等の保持者、あるいはコンサル等を事務の中に2名程度配置していけたらということも考えている次第でございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今回の建設委員会の構成でございますが、町としては2名から4名ということは、これは組合議会のほうの2名ぐらいということで理解していいのか、例えば蒲郡市のほうでは、地元の竹谷町、また奥林町の代表が1名、1名、組合議会が1名から2名、その他事務関係でということでございますので、そうすると幸田町のこの委員会のメンバーというのは、幸田町の組合議会に出ている方の1名から2名ということで理解していいのかということをお聞きします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） この町の代表する部分として、組合議会からは1ないし2名出ていただくという考え方で思っております。できましたら、私どもの所管いたします産業建設委員会等の部分より出ていただけると、そういう部分では精通してよろしいのかなということも目下思っておる次第でございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 次に、5月の産建の協議会で斎場の基本構想が出されております。これは、建設委員会の場で、今後、幸田町として意見はまだまだ十分出せるのかということでございますが、先ほどの答弁を聞いておりますと、まだまだ幸田町としての意見は十分に委員会の中で発言はできるということだと、そういうふうに私はとらえましたが、それでいいかどうかということをお聞きいたします。

また、今後の使用料でございますが、今現在は蒲郡市と幸田町で差がございます。これは、今後、蒲郡市に沿った料金となるのか、また先ほどの答弁だと、同一料金となるということはお聞きをいたしました。その同一というのは、今の蒲郡市に合わせるのか、幸田町に合わせるのか、はたまた新しい料金が出てくるのか、その辺についてを、わかっている範囲でお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 今後の計画の進めについて、意見等が反映、あるいは述べることができるかということでございますが、先ほども少し答弁の中で御案内させていただいたかと思っておりますけれども、現在出ているのは基本構想の部分でございます。当然、今後、基本設計、そしてその後の実施設設計ということになっていくわけでございます。

さきの議員の御質問の中にもございましたように、やはり今後の葬儀のあり方等、い

ろいろ変化もしつつあります。そういう部分の社会的なもの等の状況にもらみながら、やはりどのような形のこの斎場がいいのかということ町としても情報を取り寄せて意見を述べていきたいし、また他方、先方の蒲郡市、あるいは組合議会などでもいろいろ出るんじゃないかならうかと思っております。

言ってみれば、今から、先ほども申し上げた建設委員会を中心にして進める中で、また議会にも報告していくことがございますが、詰めていくということでございます。

それから、料金の関係でございますけれども、現在、御存じのように、市と町で差がございます。

今後の料金のあり方でございますが、まだ幾らにするということ等は到底決めた状況にはございませんが、やはり組合でやるということで、市・町、これまで差がございましたが、当然同一になると。ただどこにそろえるか、あるいは幾らにするか、そのようなことは、やはりこれは近隣等の施設の利用状況とか、そういうものも情報を得る中で、やはり組合議会の中で決めていくということになりますので、また今後の運びと。ただ、決める意味としては、同一の料金になるということでございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 料金等については、わかりました。

今後の議会組合の中で、しっかり近隣の状況を見て、その中で決めていくということでございますので、それを見守っていききたいというふうに思っております。

また、今後でございますが、今、部長言われたように、基本設計、また実施設計の発注、また建設工事の発注等が行われてくるわけでございますが、この予定で言いますと、平成26年度の早い時期に供用開始予定というふうになっております。それまでの、今言った基本設計、また実施設計、建設工事の発注等のスケジュールが、わかっている範囲でお聞かせを願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 今後の工事、あるいは業務のスケジュールということでございます。

目下のところの予定といたしましては、この本年の11月でございますけれども、斎場の基本設計を中心といたしました委託業務、この中には測量、火葬炉の選定、地質調査等が入っておりますが、それだけの委託業務をかけていきたいと。それから、24年度になってくるわけでございますけれども、その設計を受けまして、今度、実施設計を起こすということをしてまいりたいと。

順調に進むようであれば、この24年の部分でも、現在の既設の斎場の一部を変更し、本工事の進めができるように手だてをする改造工事、こんなものを起こしていけたらということを考えている次第でございます。それから、言ってみれば、本工事になると。

なお、この供用の部分につきましては、さきの5月委員協議会の中で私どもの計画を述べさせていただいておりますが、平成26年度以降の早い時期にという目標を持って、現在、進めを図られておるということでございます。

○議長（池田久男君） 以上で、9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この蒲郡市新斎場の話、そもそもスタートが悪かったわな。

町長が就任して、蒲郡の市長が就任祝いかどうかは知りませんが、蒲郡市の9月議会で議員の質問に答えて、新斎場は幸田町と共同の事業でやりますよと、事前に、こんなことで議会で答弁しますので、今度、町長さん、よろしくと、そんな話はあらへんわけだ。これがあつたのが9月6日、昨年9月6日の蒲郡市の市議会で市長が答弁をして、蒲郡新聞というのがございます。その蒲郡新聞に9月8日付で載って、それをたまたまある管理職が、町長、こんなことが書かれているよと、それでびっくりして、いや、こんなこと事前に話もないのに、勝手なことを言ってもらっちゃ困るなどは言ったか言わんかは知らんけれども、ちょっとえらくないかということで、蒲郡のほうに問い合わせと若干のクレームを及び腰ながらやつた。担当課長や部長が幸田町に、すり手をしながら、ちょっとフライングだったかなということをやつて、蒲郡の市長が幸田に来て、事情も説明をして、スタートをしたと。こういうのが今回の状況。

こういう話は、もうことしの2月16日ですか、産業建設委員会で資料等が出されて、蒲郡新聞の報道のコピーもされておりますから、明らかになっている。

そうしたときに、要は、共同事業でやりますよと。これ、私は結構だと、ぜひやっってくださいよと。蒲郡市との関係は、岡崎とは比べ物にならないくらい良好な関係と。この良好の意味は別ですよ。だけれども、いわゆる共同事業でやれば、お互いの持ち分に応じた対等の関係というのが出てくるわけだ。

この新設斎場は、約13億円。この時点では、国の補助金が見込めるか見込めないかというのは、若干、まだ不透明な部分があると。しかし、約13億円で、幸田町の負担は4億円、国庫負担が見込めれば約3億円と、こういう試算がされたときに、あなた方がそう言つとるわけだ。そうしたときに、問題は二つの費用負担の方法があるんですよ。一つは、建設負担金、もう一つは、通常の維持管理にかかわる負担、これは明確に性格が違うので、きちっとしていただきたい。

2月16日の日に産建に出されてきた資料、これは人口推計だ。蒲郡市の出生率、死亡率、そこから人口の伸び、幸田町の出生率、死亡件数、人口の伸び、幸田町はそんなこと全然知らんかったわな。蒲郡市が勝手にそんな資料を書いた。蒲郡市が単独でやつたかと言つたら、民間の人口問題研究所に蒲郡市が委託したようでございますので、そこから出てきた資料がお手元でございます資料でございますと、こういう形だ。

過去の人口動態、それは全部わかつとるわけだ。要は、これからどういう推移をたどるのか、それぞれの市町が自分たちのデータを持ち寄つて、このデータに基づいて推計をしようというのがそもそも論です。

そういうこともせずに、蒲郡市が勝手に幸田町の人口動態と推計、結果はいいですよ、さっき言つた。やつて、出されてきたのが、幸田町の負担は4億円だと、こういうことですが、まず建設の負担の関係から答弁がいただきたい。

それと、あなたも担当の課長であつたと私は認識しておるわけですが、2月16日、産業建設委員会に出された資料、それらはお手元でございますよ。

持つてへんよ、そんなもの。たとえあなたが担当であつたかなかつたかは別にしても、

こういう議案を出して建設負担、維持管理にかかわる負担、そうしたものが昨年9月に降ってわいた問題ですから、それは基礎的な問題として出てくるとは思うわけですが、それはあれですが、建設負担の基本的な考え方はどこに求めているのか、この点から答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） 建設費用の負担割合、その考え方ということだと理解いたします。

この分については、やはり建設にかかわる費用といたしましては、やはりこの施設の性格上、将来の利用を満足するという部分が当然課せられております。市・町から、御不幸にも亡くなられた方がここを利用する、そのような数がどのような状況にあるというものを決めて、その全体枠を決めることによって、総事業費、建設等が決まるわけでございます。そうした中において、当然、そのような施設が十分将来にも問題なく利用状況に支障を与えないということではなければならない。

それに対して負担金でございますけれども、やはりこの今の押さえる数字、将来のこの施設の規模、それを適正にやるために、正確になるべくやる必要があるというふうに思います。

そういう部分では、過去の資料の中では、私もちょっと不満足な推移がされているということがございました。

そういう部分から考えますと、やはりこの建設負担については、将来を予測するというところでございますけれども、やはり不確実な部分等が当然いろいろ要件が入ってこようと思います。

例えば、大きな計画なりをそのまま流用すれば、既に実施してから年数が過ぎまして、その推移人口等が誤差が生じているとか、そういうこと等がございます。

そういう部分では、やはりよりお互いに直近の人口比等であれば、まずそれぞれ掛ける前年の人口でやっていくという部分では、より納得しやすい、また資料がすべてそろっているということで、推移ではございませんので、そういう部分が一番納得できるということで、お互いに双方納得ということで、こういうやり方をしていこうということで、前年の10月1日、住民基本台帳に記載された人口、その比でやっていこうというものでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 2月6日のときに、これは蒲郡の市長も答弁しとることで、その9月議会でね。今後、30年間を見込んでおるわけです。30年間を見込んで、火葬の件数は、両市町で1.6倍にふえますよと。そのベースになっている2009年は1,000件だと。幸田町でいけば、203件、蒲郡市が796件、999件になるわけですから、1,000件だと。これをベースにして、30年後は1.6倍にふえますよと。1.6倍にふえますから、それに対応した施設建設をします。施設建設をすることによって、両市町の負担金も出てきますよと。それを推計として、2014年から2044年まで、この30年間の人口推計を出しとるわけでしょう。そのときになったら、幸田町の比率が、この2009年でいけば、蒲郡市が79.7、幸田町が20.3、これが2

044年でいけば、蒲郡市が68.6、幸田町が31.4と。ということは、蒲郡市は年齢的にも高齢化が進んでいるまちだ。だから、一時期は死亡がずっと減って、人口も伸びひんから、もう死亡件数はふえんと。幸田町は、人口がずっとふえていく。ふえていくということは、死亡の件数もふえてきますよと。だから、負担がそういうふうになりますよという形の中で、先ほど申し上げましたように、どこを基礎にするかと言ったら、住民基本台帳の4月1日で、それはいいですわ。それをスタートにして、向こう30年間の人口推計をして、そこからはじき出したのが建設負担金でしょう。そうでなきゃならんと思うんです。

共同事業だから折半だと、フィフティ・フィフティだなんて、これは不平等なんだ。この施設にかかわって、今後30年間使っていく、その基盤をつくる施設建設をどうするかというものの考え方をきちっとしていただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） ただいま議員もおっしゃられましたように、過去の基本構想、この部分については、先ほど私も申し上げましたように、幾分、不十分な、不納得な部分もあると。例えば、平成21年の本町の死亡人口、それが10年で倍になると。そんなことはそうならんだろうと私は簡単に思うわけですが、やはり非常にこの構想の時点での推移において、もっとしっかり詰めなければならんと、将来のそれが施設をつくるフレームを決めていくことになる、事業費を決めていくことになるということでは、大変大事だということで、基本構想はできておりますが、次の基本設計の部分においては、十二分、その辺、取扱を気をつけてかかるようにしてまいりたいと、これが全体の事業費ということに影響するということです。

それから、あと負担のほうですけれども、将来の部分で、この将来人口比等で、あるいは将来の利用比、そんな形で例えばやりますと、やはり将来というものは推移が傾いてくる、幾らかは変異が出てくるということがございますので、現在、私どもは、ここに提案させていただいておりますように、費用の負担のあり方については、前年の10月1日、この住民基本台帳をベース、これが直近で一番実績を持った比であるということで、適用が好ましいと。

ですから、先ほどの別の議員の方の質問にもお答えもさせていただきましたが、今後の計画の中では、業務委託で設計等を起こしていく、あるいは基本設計をやっていく中で、そして実施設計、それも実施設計も暫定的に利用を仕様内容する部分と本工事、本体の本格的工事をやるという部分がありますが、やはりその時点、時点で、前年のこの人口的なものをバックにやるものが一番よいであろうというのが、町もそのように理解しておりますし、蒲郡市もそれで理解をしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、あなたの言われるように、建設費の負担については、前年の4月1日現在の住民基本台帳をベースにして、毎年、毎年、4月1日で見直しをかけて、それによって比率は変わってくるわけですね。

とうすると、この建設にかかわる建設負担金、これは起債も恐らく借りてくるだろう。まだ、私どもが聞いておった段階では、国の補助金が見つからないものについては、起債の

対象外ということですが、起債ができれば補助金もついてくるということですが、例えば起債を借りたときに、起債の償還計画というのが必ず出てくるわけです。だから、その償還計画をつくったときに、毎年、毎年、前年実績がそうですよというのは、耐用年数30年を見込んだ施設にかかわってくる我が町の建設負担金の考え方というのは、それはそれで結構です。しかし、どこかで合意点を見つけるという点でいけば、あなたの言われた今の内容で蒲郡市が事務レベルでおおよその了解点に達しているのかどうなのかというのが第1点。

次に、経常経費の関係。経常経費というのは、将来見込みの問題じゃない。1年間、何件の火葬件数があったのか。その火葬件数に応じて費用負担を応分に負担をすると。応分というのは、フィフティー・フィフティーじゃないですよ。何件火葬したのか、それに伴う費用も、ざっと言って7対3、7対3というのが現状です。しかし、将来でいけば、7対3から6対4にとってくるわけだ。そういうところまで、そんなものは将来が見込めるわけがない。

だから、そういう点でいけば、経常経費的な、毎年、毎年、施設を運営していくのに必要な経費は、前年の火葬件数をベースにするのは、これは当然だということですが、先ほど申し上げたように、建設負担金と維持管理にかかわる経常経費の関係は、どこら辺が合意点なのか。もう既に合意しているのか、あるいは我が町はこういう考え方なりということを出して、これから蒲郡市とすり合わせをするという状況なのかどうなのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 建設、そしてランニング（維持経費）の負担、それぞれ二通り負担についてはあるわけでございます。

まず、建設負担についての考え方は、先ほど述べさせていただいております。

それから、経常経費の負担、これについては、委員も御存じのように、残念かな、お亡くなりになられた方の前年の利用人数、その比率をもって分けようというものでございます。

なお、地方債の償還等も考えがあるわけでございますけれども、建設の部分に係るわけですが、これは、この借入れをしたときの前年の人口比ということでありませぬ。

以上、これらのことは、私ども町も納得し、議会の同意を得たいということでございます。これは、蒲郡市も同じでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 経常経費は、今言われたような形で、私は、前年実績の火葬件数の実績がベスト、これはこれで聞いている。

ただ、そうしたときに、先ほど建設の関係で、起債が、私の認識の段階でいけば、まだ国庫補助対象になるのかどうなのか、国庫補助対象になれば起債ができるのかどうなのかという問題も、2月16日の産建の段階では明確な答弁がいただけませんでした。事は進んでおるわけですから、国庫補助対象になる。起債も見込める。起債の償還については、施設が完成をした前年の4月1日現在の住民基本台帳をベースにしてと、それ

はそれでいい。償還が、例えば30年なら30年、あるいは20年なら20年と言ったら、その数字は動かさないというのが前提だ。そうでなければ、しょっちゅう動いたら、財政当局は予算の組みようがあらへんわけだ。

という点からいけば、完成の翌年なのか、完成年なのか、あるいは前年なのか、それが一つ。それで、決まったら、両市町とも償還が終わるまで、その負担比率、金額は変わらないという、これは押さえですわな、それは確認をしておるわけですから、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） いわゆるこの借金、地方債等の部分にかかわる部分でございますけれども、やはり毎年見直すとか、そういう考えではございません。この借り入れする前年の、先ほども触れたように、10月1日の住民基本台帳、これの人口比で回るということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第37号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第38号議案の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 駅西関連の駐車場用地の舗装でございますけれども、前回に引き続いての今回は舗装であります。

そこで、前々からこの舗装につきましては、透水性舗装ということでは言われていたわけでございますけれども、この部分につきましては、透水性舗装で行うのかどうかということでございます。

それから、この透水性舗装で実施をすることによって、従来の舗装、いわゆる幸田駅の駅西駐車場や、あるいは第2駐車場等で実施をしている舗装でありますけれども、そこを比較をして、どれぐらい工事価格がアップするのか、その点についてお答えいただきたいということと、今、非常に集中豪雨、あるいはゲリラ豪雨ということで、思わぬ災害が起こるわけでありまして、まちが都市化するに従って、保水力がなくなってくる。そのために、河川のはんらんを引き起こす等のこともございまして、やはり地中にしみ込ませ、一たん水を防ぐ。こういうことからすれば、非常にこの透水性舗装の有効性というのは、今までにも私どもも主張してまいりましたし、切りかえていくべきだということも言ってきたわけでありまして、そうした点について、この透水性舗装についてのお答えをいただきたい。

次に、関係資料の42ページに示されておりますけれども、この歩道の舗装と、それ

から歩行者合流部舗装ということで区分けがされているわけでありますけれども、ここについての説明をいただきたい。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、御質問の中の透水性の舗装で施工するのかということですが、相見地区につきましては、相見エコまちづくりということで、「先導的都市環境形成計画」ということで、環境負荷を削減するというように定めています。舗装材についても、各施設によって定めています。

今回の駐車場につきましては、議案関係資料の42ページの表でいきますと、駐車場舗装と取付道路舗装、1万2,679平米が記載してございますが、このうち環境を配慮するというように、駐車場舗装の1万1,860平方メートルを、今回、透水性舗装で施工します。

それとあわせて、透水性舗装の工事価格でございますが、ちなみに透水性舗装については、平米当たり2,850円、一般舗装については2,250円ということで、一般との差が600円差になります。

ですから、現在、この駐車場にかかわる面積相当分1万1,1860平方メートルに対して600円を換算しますと、711万6,000ぐらいが、今回、一般舗装に比べて増額になっているということです。

それと、透水性舗装の役割というか、価値でございますが、今、委員言われましたように、あくまでも透水性舗装というのは、路面の高温化防止、それから雨水流出抑制機能の効果ということで、まさに委員言われましたように、この地区、低水というか、浸水のおそれがあるということで、広い面積、1.4ヘクタールほどの駐車場ということで、透水性舗装を使うことによって地下に浸透させると、かつそういう機能を持ち、駐車場の中で対応するというように、まさにそういう役割を果たす機能でございます。

それから、続きまして歩道舗装と歩行者合流部舗装の区分けということでございますが、歩道舗装については、図面を見ていただきますように、駐車場の利用者が駐車場から外の歩道へ、町道へ行くのに誘導するところに舗装をするものでございます。

相見1号線沿いでは3カ所、それから区画整理との区域界では4カ所の舗装をいたします。

それから、図面では若干黒くなっていますが、歩行者合流部の舗装ということでございますが、これにつきましては、駐車場利用者がここを歩行者との交差点になるよという位置で安全確認をしていただき、場内での事故防止等に役立てるということで、そういう位置表示をしたということでございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この透水性舗装を実施することによって、保水機能と、それから路面の高温化の防止ということを言われましたけれども、今、地球温暖化の関係からすれば、非常にこの舗装部分が高熱で、非常にそれが照り返しとなって、また気温上昇を招くということにもつながるわけでございますが、この透水性舗装は、そうした高温化

防止ということからすれば非常に有効な手段だというふうに思うわけですが、今回のこの透水性舗装が高温化防止ということは、初めて私は聞きました。

それで、一つの事例として言えば、例えばペットですね、犬を散歩させるときに、今の夏場は犬がやけどをしてしまうということで、呼びかけ注意もされているようでございます。これは、何も動物に限ったことではなくて、人間にも言えることでありまして、例えば小さい子どもが1メートル以下の幼児が歩くと、非常に受ける影響というのは厳しいという、こういう面もございます。

そういった面からすれば、こうした透水性舗装を二つのメリット部分から、これからも順次実施していく考えがあるか。今回の相見の関係で言えば、環境に配慮するということで、エコまちづくりの観点から取り組んだと言われましたけれども、これは町全体に言えることでありまして、そういう点からすれば、これから順次そのような方向で行き、町全体が環境に優しいまちづくりにしていく、そういう取り組みを進めていくべきではないかと思うわけでありますけれども、この二面性の有効性についての全町的な取り組みについてお伺いしたいと思います。

次に、この合流部分でございませけれども、歩行者の安全性ということでもやられているわけでありませけれども、この部分は、インターロッキングで色分けということでも言われました。

それで、舗装のインターロッキングと、そしてその舗装との接合で実施をするわけでありませけれども、この舗装はどれぐらいの耐久性を持つのかということと、インターロッキングとかみ合わせをしながらやるわけでありませるので、その両方の地盤沈下によって、例えば陥没のないようにやらなければならないわけですし、とりわけあの地域はそうした危険性をはらんでいるわけでありませるので、そうした点でのきちっとした施工をお願いするものでありませますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、透水性の舗装を、今後、町内で反映できるかということですが、透水性舗装については、あくまでも今回、相見地区の環境を配慮したまちづくりということで、約66ヘクタールがそういう中で位置づけをされて、当然、逆にこういう事業区域で行う場合には、このような透水性舗装を使っておけば補助対象にできるよというような環境でもございました。

ただ、地区によって、そういう透水性舗装がいいのか、排水性舗装がいいのか、インターロッキングがいいのかということ、現実に舗装材も環境に配慮したものが非常にたくさん今出てございませるので、全体的には、町としてはそういう環境に配慮したまちづくりに伴う舗装材も今後使用することが出てくると、必要ではないかというふうに思っています。

それと、今回のもう一つは、歩道部の交差点でございませますが、ここにつきましては、インターロッキングにて行います。

実は、このインターロッキングのところも、ブロックですけれども、これも透水性ということで、現実にはこの部分も、先ほどの透水性舗装と同じような機能というか、位置をつくってございませ。

今回、そういう車道部が合材のアスファルト、ここがインターロッキングということでございますが、透水性の舗装については、合流部8センチということで、そういうブロックを使いますので、そういうものに対しては、基礎として、下へ浸透しないようには行います。特に、この交差点部は車道のインターロッキングですので、そういう点で耐火できる構造にさせていただきます。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、施工上、二つの素材を使って実施をするわけでありますので、その接合部分等が、例えば地盤沈下でこぼこしないように、そういうようなきちっとした施工をすべきだというふうに思います。

北中の事例にもございますように、あの地域そのものがそうした地盤でございますので、十分、その辺に注意をしていただきたいということでございますので、そうした面での業者へのきちっとした要求をすべきだというふうに思いますけれども、それは間違いなく大丈夫ということによろしいですね。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今、委員言われました箇所につきましては、十分な施工管理、監督をして、業者のほうを指導をしていきたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 舗装の性格ということで、今、お話がありました。要は、排水性であろうと、透水性であろうと、利用者自身の関係からいけば、水たまりができない駐車場だよと、これが原点だよ。この近くでいけば、幸田保育園の駐車場が水たまりのできない駐車場という点からいけば、その舗装の素材がどうであるか、こうであるか、それはそれで非常に关心のあることです。しかし、利用者からすれば、水たまりのできない駐車場の舗装だよと、これが原点だよということだと申し上げておきます。

次に、2番目に、駐車場の関係で、ここでいきますと、二輪車用の駐輪場はコンクリートだよと、自転車用はアスファルトだよと、こういう二つの仕方をしてある。なぜ、そこでコンクリートとアスファルトにしたのかという疑問が1点。

それと、コンクリートの場合、一発表面仕上げという形でやられると、いろいろ事故が起きるわけだな。ですから、表面仕上げは、アスファルトはさほどでもないんですが、コンクリート仕上げをした場合、表面はどういう仕上げの仕方をするのかということが疑問点として出てくるといふこととあわせて、この駐車場、この図面を見る限り、屋根があるというふうには見えません。これは別注だよということで、今後対応するというのであれば、それはそれで結構です。しかし、この図面だけでいきますと、そういうものがうかがえないので、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、委員言われますように、駐車場においては、二輪車はコンクリート舗装、自転車用がアスファルト舗装ということで、これにつきましては、当然

というよりは、自転車と二輪車でも大型もいるものですから、そういう点で、荷重を含めてコンクリート舗装とアスファルト舗装に設計をしてございます。

それから、コンクリート舗装の一般的な仕上げというんですか、通常でいけば、コンクリートを一度打ちして、最後に仕上げでこて仕上げというような形で対応をするというふうに、そういう施工の範囲でやられるということです。

それから、駐輪場に屋根があるかないかでございますが、現在の駐輪場の図面でいきますと、一番上のほうに駐輪場舗装ということで、字が小さいですが、その上に二輪車、下に自転車ということで書いてございます。

現在、駐輪場については、自転車場につきましては、36台分、屋根なしです。バイク駐輪場につきましては、40台のうち20台、屋根を設置します。

ここの図面では、こういうような形ですが、新駅全体の駐輪場について、若干、補足をしたいというふうに思います。

全体では、新駅の東西両方で、自転車・バイク含めて490台を予定しています。うちバイク100台ということで、例えば特殊道路とか町有地等に計画をしてございます。

当面、屋根ありというんですか、屋根設置につきましては、215台、自転車の165台分とバイクの50台分ということで、今回の駐輪場の図面には屋根が少し足りないようですが、新駅の東西両方でいけば、一応、屋根ありについては215台分ということで、今後、利用者が増加していけば、段階的に設置をふやしていきたいというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この駐輪場の関係で、バイクの駐輪場はコンクリートでこて仕上げだということですよ。こて仕上げすると、表面はどういうふうになりますか。つるつるになるわけだな。雨降ったときに、どうする。必ず滑るんですよ。

ですから、こて仕上げでぱっときれいにしてやると、一見、見ばえがいいけれども、利用者の関係から言ったら、雨が降って、バイクは結構重いから、ぷっとやったときに足が滑るわけだ。あるいは、歩いておっても、方向を変えようと思ったときに転んでくる可能性がある。

ですから、表面は、汚くてもざらざらにして抵抗があるような形にしないと、私は見ばえはいいか悪いかは、それは判断の問題があるけれども、結局、ここで心配されるのは、事故を未然に防ぐような、そういう舗装の仕上げの仕方を知らない、私はかえって足を滑らせると。

それは、役場の近くでもそうでしょう。雨が降って、タイル張りのところにぴつとやると、つるつと足を滑らせると、こういう危険性は何人かの人が経験しておられると思う。そうしたことも含めていくなれば、これからの仕事であります。

ですから、こて仕上げということではなくて、私は表面がざらざらであって、抵抗感があるような、そういう舗装の仕方をしていただきたいということと、もう一つは、駐輪場の屋根あり、屋根なし、私も40数年、幸田の駅前の駐輪場を使って幸田駅から勤めに行きました。比較的早く出勤するものですから、屋根のあるところに必ず自転車をとめておりました。しかし、みんな雨にぬれていいような自転車を持っておらへんわけ

だ。

そうしたときに、何百台という、幸田の駅前でいけば、屋根のあるところはほんのちよびっとだわ。だけれども、そうした点からいけば、今回のこの新駅の西の関係からいけば、状況としてはそうだ。トータル的には、自転車が165台、それからバイクが50台という形で、屋根あり、屋根なしと。

言われるように、利用の状況を見て、屋根をつくるということがきちっと方針の中で定めておられるなら、私はそれでいいと思う。実際の利用の状況は、閑古鳥が鳴くのか、そこが放置自転車の置き場になるのか、これは幸田駅の駐輪場もそうですし、三ヶ根駅もそうだ。結局、施設をきれいにしても、放置自転車の巣になってきたり、あるいはそこが盗難車両の置き場になってくるといふ傾向もあるので、それは利用の状況を見てということで、私はそれはいいというふうにするわけだ。

ただ、そうしたときに、実際の利用の形態を見て、早急にというよりは、早晩に私は手を打つと、必ず屋根つきにするということが確約できるかどうかの答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、コンクリート舗装のこて仕上げですが、駐輪場ということで、滑り防止等も当然考えられるということです。今後、施工の中で、そういう安全も含めて、重々施工で注意するように検討していきたいというふうになります。

次に、屋根の将来的な件でございますが、実は将来設置する確約になるかどうかはわからないんですが、基本的には、今回、駐車場の屋根がないところも舗装をします。舗装をすると、また今度、屋根を新たに設置するときに、また掘削をして二度手間になるということです。今回、24年度において、将来計画のところの基礎だけについては先行で施工しますので、将来、いずれかはできると。ただ、時期がいつということは確約できませんが、基本的には、この490台分の屋根は将来あるというふうで御理解願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） わかりやすく言えば、将来、増築が可能なように、基礎の部分、いわゆるアンカーをつけときますよと。そのアンカーという約束は、さっぱり守られたためがないわけだ。

北部中学校ができたときに、プールに屋根つけよと言って、お説のとおりだけれども、今、当面で金から、アンカーボルトだけつけときますよと。アンカーボルトだけはちゃんとあっても、屋根つきプールは実現しとらへん。アンカーやっておりますからと言って、土台から腐ってくるようなことはないけれども、そういう答弁で、よっしゃなんということはないかな言にくいことなんだな。

幸田町で、現実に将来対応だよと言って、基礎の部分だけはそれなりに手を打ってあっても、ほうってあるということがあって、これからも注意をしながら見ていきたいということと、もう一つは、こて仕上げで、施工のときには十分注意すると言っても、要は、設計書の指示どおりに施工するのが請け負った業者の責任です。施工図面に、表面はこて仕上げだよというのがあったときには、その設計指示に基づいて、それじゃあ

いかなから、ちょっとどういう方法か知らんけれども、要は、竹ぼうきでぴっと表面をやったような形にしようと思ったときには、そのような形で発注者が指示しなきゃあかんですよ、仕様書がそうなっている以上は。やっぱり、そういうことで、きちっとやってもらおうかどうか。施工上、注意してやれよなんて言うのは、ちょっと手抜き工事、横着仕事、そういうことだ。

それから、もう一つは、これで一面、この駐車場にかかわる整備関係は一部残したにしても、実質的には完成を見るという形で、その完成は3月の中旬の新駅開業に合わせて利用者が生まれてくる。利用者が生まれるということは、それにかかわる管理体系ということと、もう一つは、この図面の中でも出入口は幾つかあります。

そうした出入口の中をささっと見ても、いろんな議論があったときに、自動開閉機で人による管理がなくて、1台1,000万円もする開閉機を設けて、それで金もうけせよと、人の雇用なんか心配せんでもいいんだと、こういうような発想の中で、自動開閉機というのが出てきております。そうしたときに、どういう管理形態を考えておられるのか。

これも、少なくとも年度末ぎりぎりの開業ということになれば、そこそこもう判断として、あるいは政策の選択の問題としてどうするのかという問題も検討の中に入らなかん、ほぼ結論も出てこなあかんという点から含めていくなれば、どういう管理形態を考えておられるのか、その方向性と今の状況はどういうところにあるのか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、駐車場の将来的担保ということで、なかなか先行で工事がしてあっても設置しないということですが、基本的には、ここの場合、あくまでも利用状況が本当にどうなるか、計画論だけでするので、実態を見ながら実施をしていきたいということで、お願いします。

あと、コンクリートのこて仕上げということで、変更要素、例えばこて仕上げじゃない仕様にするということであれば、設計変更の内容という形であれば、対応をそういう形ですていきますし、現場での対応で可能ということであれば、施工指示という形での対応をしていきたいというふうに思います。

それから、駐車場の整備というか、今後の管理ですが、基本的には、これで駐車場ができます。そうしますと、基本的に駐車場の運営というんですか、資金繰り、料金管理、自動開閉機の管理等へは、窓口は産業振興課で、基本的にはこういう機械の管理は、専門の管理会社へ委託する予定でございます。

なお、駐車場においての、6月議会のときにも言われましたが、朝の混雑時、それから車をとめるのにまだ順調に行けない状況で、車の整理員とか、そういう人員的な補足については、新駅周辺の、自由通路も含めてですが、日常管理の中にそういう駐車場の補助員というようなことで位置づけをさせていただいて、その中の業務として、一括シルバーのほうへ委託をしていきたいということで考えています。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 特に、運営管理の関係が、非常に私は今後問題になってくると。機

械というのは故障するのが前提と言ったときに、一刻を争って駐車場に入って電車に乗ろうと思ったときに、開閉機が開かなかつたら、それは破られますよ、壊される。

そうしたときに、人による管理ができないことによって、あるいは人の管理よりも機械に管理させるという選択肢が優先をされたときに、そういう事故に対する対応から含めていくなれば、結果的には高いものになるという点から含めていくなれば、私はシルバー等に含めて、人の雇用もきちっとここで確保しながら、補助的にどうしても1,000万円の開閉機をかけると言うのなら、それはまた別ですけれども、それを主体にして、人の監視やら、人の手による管理というものを手を抜いていくというのは、私は政策的には取捨選択を誤ったと、木を見て森を見るなのか、森を見て木を見るなのか、目先の金勘定だけで管理をする、あるいはそれを利用する住民なり利用者なりの安全性やら主体性というものが全く視点がない。要は、ここがいい金もうけの材料になるから、1,000万円投資して開閉機を設けて、トラブルがあっても、壊されても、そんなものは知ったことじゃないと、故障はつきものだけれども、そんなものは今の科学技術が進歩しとるから、故障はねえんだと。こういうことをやっていたら、全く話にならんわけだ。

それと、もう一つは、そういうことに対しても、副次的な問題は出る。だけれども、主体的な問題として、機械に頼るのか、人の雇用を図りながら運営していくのかという、政策の一番の問題なんです。

そうしたときには、町長も今までは、いや、そんなことは開閉機を入れるんだということで、かなりこだわってこられた。しかし、先ほど申し上げたように、機械は故障が前提になってくる。壊されたときには、また修理に膨大な金もかかるということも含めて町長に答弁いただくわけですが、人による管理を主体にするのか、機械による管理を主体にして、副次的に見回り程度、駅全体を管理をする人間がそのコースの中にちょっと入れてやると。しかし、トラブルは、そんなものはすぐ即応性が求められるわけですよ。そうしたことも含めて、町長、今後、ここにおける管理形態をどういうふうにお考えなのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 駐車場の管理につきましては、幸田の駅西も同じでございますけれども、前に申し上げたとおり、自動開閉装置をつけたい。つけて、今ですと、半分の時間しか正確な料金を取っていない。夜中は、ずっとオープンで、夜中に来て、朝またそのままとめておけば、そのままとめられる。お金は出さないで行ってしまう。しかしながら、ナンバープレートを確認して、それを照合して、じゃあお金がいただけるかとなったら、これはプライバシーの問題でいただけない。非常に複雑な問題もございます。そういうこともございまして、とにかく機械を導入しながら、24時間公平なお金を出していただくという形をとっていきたい。

それから、伊藤議員が先ほどおっしゃったように、人が先か、機械が先かというようなことをおっしゃっているわけですがけれども、あくまでもシルバーさんなり、地域の雇用というのが全然なくなってしまうわけではなくて、地域の管理、それからごみ、それから草取りだとか、全体的な駅の総合的なものについては、先ほどからありますように、

シルバーさんだとかに何かお願いをしていくという方向にありますので、機械オンリーではなくて、人と機械の調和のとれた形でやっていきたいと、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第38号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第39号議案の質疑を行います。

まず、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） バス2台の購入の話ですが、幸田の取得バスについては、今までと特に性能が変わってきてるのか、また内装とか、いろいろな利用面で成長があるというか、飛躍しているというか、そういうようなものの差異があるのかどうかというのと、それから走行ルートについては、8月19日の総務委員会の資料にも掲載されておりますが、どのような考え方でこういうルートにしたのかということとか、それから夏まつりとかいろいろなイベントがありますが、そういうときに臨時便を出すとか、そういう特別な走行とか、そのようなものについて検討されたかどうか、その2点について伺います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、バスの性能でございます。

バス本体につきましては、今、走っております日野リエッセの29人乗りとほとんど変わりがございません。

それで、内装等の仕様の異なるところでありますけれども、シートカバーは同じようにつけるわけでございますが、こちらについては広告が入れられるようにしております。

それと、現在のバスについておりますマイク放送設備はついておるわけでございますが、実際、29人乗りでマイクを使う必要がないということでございますので、そちらは省いております。

それで、豊坂方面を従来の3ルートで少しずつ持っておったものが、こちらのほうへ集約化して、運行時間も短くできるようにということで、現在考えております。

イベント時におきましても、今は土日は休業の予定でおりますので、その関係では、運行はプロジェクトの中でも検討をしておるところであります。

以上です。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 第39号議案の関係資料の46ページに出されました「コミュニティバスの概要」というところでございますが、その中で、この車種のところの環境面でございますけれども、ポスト新長期規制対応ディーゼル車というふうになっておりますけれども、これについて説明をいただきたいというふうに思います。

次に、この29人乗りのマイクロバスでございますけれども、このマイクロバスにつきましては、車いす対応ができるかということと、それからシルバーカーがどうなるの

かということをございますけれども、その辺についてお聞かせいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） ポスト新長期規制対応ディーゼル車でございますけれども、こちらにつきましては、平成23年9月1日から新しい排気ガス規制が適用されることになっております。この基準でいきますと、新車のトラック・バス等のディーゼル車から排出されます窒素酸化物、こちらはいわゆるNO_x（ノックス）と言われるものでございますけれども、従来から40%から65%削除、それから粒子状物質、こちらがPMと一般的に言われますけれども、こちらが53から64%という大幅な軽減をして、ガソリン車と同じレベルの排気ガスの規制を適用したものを言っております。今回は、この車種で選ばせていただいたということであります。

2点目の車いすとシルバーカーの関係でございます。

車いすにつきましては、今回の車両、2台とも乗車できるようなはなっておりません。そのかわり、現在使っております予備車両1台は車いす対応のものを予備車両として持っておりますので、今と同じように事前に御連絡をいただければ、対応が可能であります。

また、シルバーカーにつきましては、車両後部を観音扉の車にしております。ちょっと写真とは違いますけれども、それでそこにシルバーカーを乗せることができる、そういうふうに考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 9月1日から新しい排気ガス規制で、ガソリン車と同じ排気ガスにということで、新しいポスト新長期規制対応ディーゼル車にしたということですが、これは前のNO_x・PM法と同じように、例えば都市部における排ガス規制対応なのか、それともこれは日本全国一律どこでも同じ対応でやられるのかどうかということですが、その辺について詳しく説明がいただきたい。

次に、車いすでございますけれども、現在、さくらコースの中で乗られる方がいらっしゃるといって、年間12回ほどということを知っております。今回は、4台にふやして、そして地域のコミュニティバスとして運行をするという計画でございます。

幸田町総合交通戦略として4ルートが総務委員会の資料に載っているわけですが、これを見ますと、いろいろと案が出ておまして、説明を聞いているわけではありませぬので、よくはわからないわけですが、しかしながら大幅に今の福祉バスを改善をし、そして短時間の中で目的地に行けると、こういうふうに4ルートに分かれてきたわけですから、そういった点からすれば、特に今現在の車いすの方が目的地に行くのに連絡をして、「お願いします」と言って対応していただけない、そういうバスではないわけでありませぬ。不特定多数の方がいろんな乗り方によって利用するという、こういうことからすれば、私は今回の車いす対応がなぜ位置づけられなかったのかということを非常に懸念するわけでありませぬ。

特に環境に優しい、こういうことからすれば、全く環境に反しているようなバスの選定ではなかったかというふうに思うわけでありませぬ、また同時にシルバーカーも一々運転手さんに言わないと乗り込めないというような対応になっているわけでありませぬ。

で、そうした点が今までのバスの運行がなぜ改善できなかったのかということでございます。なぜ、車いす対応を外されたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

次に、4ルートの計画でありますけれども、この総務委員会の資料の中には案がたくさん載っております。いろんな案が分かれてございますが、これはどのようにしていくのか、計画を明確に示していただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、NOx・PM法の規制が全国一律かどうかということでございます。

はっきり申し上げられなくてあれでございますが、前は、従前につくられておった車両に対する後追い規制、今回は事前の規制でございますので、これは全国一律同じ基準であるであろうと思われると思います。

それから、この車いす対応の件でございます。

確かに、おっしゃられるように、少ないとはいえ、車いすの方が御利用になっておられます。

この点をよくよく分析をしてまいりますと、平成22年度では延べ11人、それで平成23年度は、今まで現在お一人もなしということでございます。さらに、平成22年度をよくよく分析をいたしますと、お一人の方が使っておられたということでもあります。

今回、子どもがコミュニティバス化をするのに合わせまして、スクールバスとしても使っていくという考え方を持っておりまして、これを行いますと、ルートによっては34人の児童を乗せる必要が出てくるルートがあります。といたしますと、車いすで2台つくりますと、4席抜くことになりますと、そういったますと児童は31人しか乗れなくなる。子どもが乗車定員の1.5倍で計算して31人までしか乗れなくなるということでございますので、そういうこともございますので、両方成り立ちませんので、車いすは今回装備をさせていただかなかった。

そのかわりと言っては何ですけれども、幸田町には社会福祉協議会が行っておる福祉車両の貸し出しですとか、また福祉タクシーの助成等の制度もございますので、今回、これに合わせてこれらの代替の制度も措置をしていくということで、今後、検討させていただきたいと思います。

なお、障害者の団体の方には、先日、役員さんに、現在、子どもが考えております内容につきまして御説明を申し上げ、御理解をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

ルートにつきましても、この前は素案として出させていただきました。しかし、あれがベストだとは思っておりません。いろんな考え方があるかと思うんですが、プロジェクトでさらに煮詰めていくわけでございますけれども、視点としては、うまく乗りかえができれば利便性が増すと思いますし、さらに考え方のいろんな形としては、乗りかえ場所も、例えば商業施設のようなところだと、無駄なくというか、楽しく待っていただくこともできる、そういうのが可能などころがあるかないか、そういう点も含めて、幅広い視野で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 車いすの対応でございますけれども、今回はスクールバスとして利用するために、車いすは泣いてもらったよと、こういうようなことでございます。障害者の団体と話し合いをして、了解をされたかどうかは確認はしておりませんが、しかしながらこうした弱者対応という、やはり障害者に優しいまちづくりを進めていく。そのためには、今回、車いす対応を外したわけでありまして、障害者の方々がやはり自由に外に出られる、そういうようにしていくための代替策としても、きちっと費用負担のない代替策として対応していただきたいと思いますというふうに思うわけでありまして、これからそうした位置づけでしっかりと対応していただきたいと思いますというふうに思います。

次に、総合交通戦略として4ルートでコミュニティバスとして位置づけをするわけでありまして、その中で、今までバス停のところにベンチ等を置いて、そして待ち時間を過ごせるようにということで私も要求をしてまいりました。少しずつそうした対応の中で、ベンチ等も置いてあるわけでありまして、今回、丸々と違った形の中で、コミュニティバスとしての役割をこれから果たしていくバスルートの停留所等は、やはり住民が乗りおりしやすい、待ちやすい、そうしたものにしていくことも組み込みながら計画の中で反映をさせていただきたいというふうに思うわけでありまして、そうしたルートの中にそういうお年寄りや子どもたちが利用しやすい、そういうような対応というのはどのようなことを計画の中に位置づけられるか、その辺は今回の案の中には盛り込まれたわけでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 車いすの代替策については、こちらは検討をさせていただきます。

それから、交通戦略の関係であります。ベンチ等、乗降環境の整備等、こういうことでございます。すべてを一度にというわけにはまいらないかと思っておりますけれども、利用者がある、なおかつ安全に設置をできる、そういう場所があれば、順次、ベンチ等は設置について検討はしていかなければならないかなと、そのように思っております。

この利用しやすいバスにしていくというのは、もちろん私も望むところでございます。そのためには、皆さんがどういう目的で、何のためにどういうところへ行かれるのか、そういうことが一番利用増に結びつくのではないかというふうに思います。そういう観点で、とりあえずまずはルートを整理をしていく、それがまず一番重要なことかと思っておりますので、素案としてお示しをした後はございますけれども、引き続き検討してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 車いす対応の代替についてであります。

現在、福祉バスは無料で運行をしております。コミュニティバスについても、前町長も無料と、今回の素案でも無料というふうになっておりまして、このようにだれでも安心して乗れるコミュニティバスというふうになっているわけでありまして、車いす対応の方について言えば、そうした無料で自由に目的地に行ける、そういう配慮というのが生かされるかという点でございますけれども、その点について確認の意味で答弁をい

ただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 代替策を考えるというふうに申し上げたわけでもございますけれども、バスそのものには、まずはついておるバスもあるわけでございますので、まず事前に御連絡いただければその車両で運行いたしますので、そちらをこのコミュニティバスの中では、そのようにまずは運行していくのが大事かと思っております。

その後での代替策として、それでもこれが車両の手配がつかないというような事態には、当然、また新しいことは検討の必要があるかなというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） だれでも日々生活していく中で、スケジュールに沿って生活をしているわけではございません。思わぬ出来事もあるし、突発的に病気になることもある。そういうときに、健常者の場合であれば、免許を持っている人であれば自分で運転をして行く、それがかなわなければ救急車を呼ぶ。ところが、車いすの方は一々連絡しなくちゃいけない。突発的に利用したいと思っても、バスはもうすべて回っていて、代替車は出んよと、こういうことだってあり得るわけでありますので、今までどおり連絡してくればいいよという問題で済まされるものでもないというふうに思うわけであります。

ですから、そうした点でやはり配慮していく必要性があるのではなかろうかというふうに思いますので、そうした点で、やはり町民のニーズ、特に障害を持っている方たちのニーズについて聞き取り調査をし、そしてその要望等も調査をしながら、漏れの無いように対応していただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 障害者の方の関係でございますので、ちょっと私のほうから補足をさせていただきたいと思っております。

基本的な考え方につきましては、先ほど総務部長から申し上げたとおりでございます。基本的には、今の予備車両のほうを基本的には使っていただくということになるわけですが、町といたしましては、またこれも先ほど総務部長から申し上げましたように、福祉タクシーの御利用、例えば緊急の場合ですと、年間に3万5,000円のタクシー利用券を、今、配布をさせていただいておるところでございます。そういったものもうまく活用いただく。また、そしてそのほかにも社会福祉協議会におきましての福祉車両の貸し出し、これは無料ではございますが、燃料費の一部というような考え方で御負担をいただく部分がございませぬけれども、こういったものの御利用ということも考えておるところでございます。

その後の利用実態というものも考え合わせながら、当面はこの考え方で進めていきたいなということを我々としては考えておるわけでございますが、今後の運行が始まってからの動向ということも見ながら、今後の対応ということについては、改めてまた考えてみたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時06分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど第39号議案で、総務部長の発言について訂正がありますので、発言を許します。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 先ほど丸山議員の御質問に、バスの乗車人数、子どもの乗車人数、31人と申し上げましたが、詳しくは36名であります。

これにつきましては、定員29人のうち、運転手が1人、車いすをつけますと4シート減りますので、24席が残ります。その1.5倍ということで、36人でございます。申しわけございませんでした。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今回は、コミュニティバスの購入ということで、トヨタコースターの2台の購入でございます。

私の質問のほうで1番と2番でございますが、先ほどの答弁で、新しい排気ガスを適用した車だということでしたので、これは省かせていただきます。

今回のコミュニティバスは、運転席と補助席を含めて29席でございます。春からコミュニティバスとして4ルートとなります。バス停の箇所もふえると思いますし、町内の方だけではなくて、来町者の方も利用されるということで、ふえてくるのではないかなというふうに思いますし、また乗りおりが安全でスムーズなコミュニティバスとしていかななくてはならないというふうに思います。

他市町を見ておりますと、乗降口が別にある、二つあるところのコミュニティバスがあるというふうに思いますが、今回の購入バスは乗降口が1カ所ですが、完全におりられてから次の乗られる方が乗るということで、時間も二つよりも一つのほうがかかるかというふうに思いますし、また補助席が6席ついております。補助席を使った場合には、後ろの方がいつおりられるのかもわからないということで、補助席を上げたり下げたりということもあり、時間もかかるのではないかなというふうに思いますし、不都合かなというふうに思います。この辺について、補助席のある今回のコミュニティバスの購入でございますが、この辺についてのお考えはどのようなお考えでこのコミュニティバスを購入されることになったのかをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、車種選定の関係でございます。

こちらにつきましては、現在の福祉巡回バス2台とほぼ同じ仕様とさせていただきます。

やはり、集落内をできるだけ細かく、細い道まで入っていくということで、運行性能にすぐれる中型タイプの29人乗りのマイクロバスとして選定をさせていただきました。

議員おっしゃられるのは、日野のポンチョロングボディの完全なバス仕様のような車かと思えますけれども、そちらについては、36人乗りの車があるわけでございますけ

れども、そちらについては1台2,000万円ぐらいするというところでございますので、私どもは予算等との関係もあり、また現在のこの車で不自由なく運行しておりますので、同型車として選定をさせていただきました。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今まではさほど不便はなかったかなというふうに思いますが、これからは利用者もふえてくるわけでございますので、私はこの補助席がなくてもいいのではないかなというふうに考えるわけでございます。

そのほかに、仕様②のところで「観音扉（補助ステップ付）」とありますが、やはり小さなお子様から歩幅の小さな方々が乗りおりが安易にできるような高さにはなっているかというふうに思いますが、今回購入されるバスについては、補助ステップはどのぐらいの高さのものがつけられる予定であるのかをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 申しわけありません。補助ステップにつきましては、どれぐらいの高さかというのは、ちょっと今承知をしておりませんので、お答えをすることができません。

それで、補助席の必要性についてのお尋ねでございます。標準仕様としてついております。

また、この乗車定員、運転手を除くと28席になるわけでございますけれども、それを確保するために、補助席はそのままとさせていただいたということで、わざわざ補助席を取るといようなことは考えておりませんでした。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ここの資料の中で、今回の議案の中で出された中でも、主要な仕様といたしまして、「観音扉で補助ステップ付」というふうに書いてありますので、これが下から何センチぐらいかというのは、およそのことは調べておいていただきたいというふうに思います。

それから、コミュニティバスでありますので、町の情報発信としてバスを活用できないかということでもあります。

バスの、例えば車内の中とか外に町の情報を知らせるチラシとかステッカーを張るかということはいかがでしょうか。この主な仕様⑦のところにも、「シートカバー（広告入れ付）」というふうに書いてございます。この広告入れというのは、どのような広告を予定されているかということをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） このシートカバーには、A4サイズのチラシ等が入るものとなっております。

用途につきましては、町のイベント、あるいは情報チラシなどを入れて、利用者にPRをしていきたいと、そのように考えております。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも、コミュニティバスでございますので、町の情報をしっかりと町民の皆さん、また来町者の皆様に知らせていっていただきたいというふうに思

っております。

それから、今回のバスでございますが、今までは福祉バスでありましたので、全員の
方が福祉の関係する方々が乗られるバスだということで、優先席等は設けていないとい
うふうに思いますが、今回からはコミュニティバスに変わるわけでありまして。お年寄り、
子どもや、また妊婦さんなど不自由な方々、やはり座っていただく配慮が必要な方々には
優先席を設けることが私は必要ではないかなというふうに思いますが、この辺につい
ての考えはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） そういう視点での検討が欠けておりました。

非常にいい御提案だと思いますので、乗降口に近いところにそういう席を設けるよう
に検討をしていきます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも、これは「優先席」と言っても、だれでもすぐわかるよう
なところ、一番安全なところ、座りやすい、移動しやすい場所の優先席を私は4席か6
席ぐらいは設けていただきたいというふうに思っておりますので、早急に対応をお願い
したいというふうに思います。

それから、他市町のコミュニティバスを見てみますと、各自治体に合わせましたネー
ミングや、またさまざまな形式での外観の絵柄を施しております。

例えば、岡崎市では、ネーミングでは「まちなかにぎわいバス」、西尾市では「六万
石くるりんバス」、安城市では、市内をぐるぐる回るからということで「あんくるバ
ス」などというような、このようなネーミングをつけておられますが、幸田町といたし
ましては、今回のコミュニティバスをどのようなネーミングを予定されているのか、ま
たバスの絵柄はどのような絵柄を予定されていかれるのかをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 名称でございます。議員御指摘のように、いろいろ各市町のコ
ミュニティバスは愛称をつけられております。その点につきましては、私どもも余り時
間はないわけでありまして、一般公募も含めまして、幅広くコミュニティバスの
名称につきまして募集、あるいはプロジェクトチームで検討を進めてまいりたいとい
うふうに思っております。

また、絵柄等でございますけれども、こちらにつきましても検討中でございます。名
称・絵柄のデザインが決まりましたら、これは契約の中には入っておりませんので、別
途塗装を発注をしていきたいと、かように思っております。

また、先ほどの答弁で、補助ステップの高さについてお答えができませんでした。地
上高19センチでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 補助ステップですが、やはり19センチということで、これが一
番低いステップになるかなというふうに思っておりますので、やはりこれは高齢者の方、また
子どもさんが一番安全に乗れる高さかなというふうに私も思っております。

それから、ネーミングと、また絵柄については、一般公募ということでございますの

で、やはり町民の皆様から愛されるようなネーミング、またネーミングに合った絵柄をぜひとも決定をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） そのように努めてまいります。

○議長（池田久男君） 以上で、9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この資料のバスの絵柄を見ますと、3台目の被疑者用のバスを購入するのかなど、大型バスがこれで、中型の関係もそうです。結局、あなた方に行政としての遊び心、絵心というのがうかがい知れんわけだ。

先ほども答弁があったけれども、こんな被疑者用で、町民を被疑者として搬送するようなバスじゃないですよと、別発注で考えていきますよと、こういうことなんで、それは購入当初からそれをやったほうがいいのか、あるいは購入後、別塗装をかけたほうがいいのか、それは選択の問題だというふうに思います。

ただ、そうしたときに、遊び心・絵心を求めたから何でもいいということでもないだろうという点からいけば、やっぱり町の特産品というものも、私は今の絵柄がいいとは思いません。あの筆柿の絵はちょっとえれえなど、もうちょっとと、そんなことは個人の趣味なんで、そういう点からいけば、やっぱり幸田町の特産品であるイチゴだとかアジサイだとか、あるいはしだれ桜だとか、町長が大嫌いなナスだとか、そんないろんな絵柄が考えられるわけだ。やっぱり、そういうものが町のイメージとしてこのバスにつけられる、こういう視点・観点は私は必要だろうと思うんです。

そうした点で、一般公募をされるのか、プロジェクトでやられるのか、それはどちらにしましても、私はやっぱり町民に親しまれるような、あるいは町をPRできるような絵柄というものは選択をしていただきたいなど、こんなふうに思っておりますし、またそういうことも考えていくということでもあります。

それから、2番目の車いすの対応の問題ですが、もう十数年になりますかね、あるいは10年前後になりますか、「国際障害者年」というのがございましたよね。その「国際障害者年」のメインテーマは「社会参加と平等」と、こういうことがテーマで、障害者も社会に胸を張って参加できるように、そして平等な扱いがされるように、それは障害者がそういう環境にあること、そしてもう一つは、障害者自身がみずからの権利として主張をする、そういう土壌をつくっていかうじゃないかということが基本的な考え方で、「国際障害者年」というものが設定をされて、「社会参加と平等」と、こういうことがございましたよね。

町長も町長選挙のときのビラの中で、高齢者・障害者への思いやり、一世の実務経験から福祉対策には格別の思いがありますよと、こういうことを書いておられるという点から含めていきますと、いわゆる車いす対応というものがなぜその中から抜けてしまったのかなというふうに思うんですよね。

観音扉ということであれば、私はこれからの艤装をしていく、どういうふうにいすを取り払って、どういうふうにやっていくというのは、これは艤装の関係でできるはずな

んです。今後も対応できるという点からいけば、私は車いす対応というのは、どうしても避けて通れんだろうということと、もう一つは、電話をかけていただければ、出前に応じますよと、こういうことですよ。

私みたいに心臓も弱くておじおじして遠慮がちの人は、電話なんかかけるわけねえじゃないか。それは、社会参加と平等の関係で、権利主張をせんほうが悪いんだと、こういう発想です。

しかし、障害者の方々、あるいは家族も含めて、肩身の狭い思いをしながら、遠慮しながらお世話になっているんだよと、こういう発想があるんです。それがいいとか悪いとかを申し上げているんじゃない。現状がある。

そうしたときに、健常者たる、あるいは行政たる者は、そういう人たちの置かれている立場や状況をしんしゃくしながら、事前にきちっと条件整備をしていく、これが政策であるし、私は行政がとるべき施策だと思う。

御用があればと、22年度は11人だと、それも1人の人間が全部やっておるじゃないかと。23年度は1人だけだと。そんなもの門戸は閉じておいとるは言わんな。門戸はあけてあるけれども、敷居をどんどんどんどん高くしておいて、いや、御要望がございませんでしたのでというのは、「社会参加と平等」という国際障害者年のテーマとは大きく違うというのは、結果的には、条件をきちっと行政がつくっていくせっかくの機会であります。私は、そういう対応が求められてくると思います。そうした点ではいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、外装等についてでございます。ネーミングも含めてでございますけれども、今後、公募、さらにプロジェクトチームで詰めていくわけでございますけれども、この関係につきましては、ぜひ町民の方に愛される、一目で幸田町のコミュニティバスであるというのがわかるようなものにしていけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） このバスにつきまして、私は非常にちょっと被疑者搬送用バスということ公の議会の案件としてこういう形で出されるということは、私は非常に心寂しい感じがいたします。公のこの議会の中で、被疑者搬送用の、我が幸田町の巡回バスが、そのような形で考えられているというのは、非常に私は寂しい気持ちがいたします。もう私どもにいろいろおっしゃる前に、その問題というのは非常に大きな問題でございます。私は今から答えさせていただきますけれども、その問題というのは、被疑者扱いのそういう車を町内で走らせるのかということで、非常に私は残念に思っております。

車いすの問題でございます。非常に悩みました、私も。最初は私は車いすをつけたほうがいいと。しかしながら、学校等、いろんなものをリンクして使わなきゃいけない。じゃあ、バスをもっと3台も4台もふやせばいいのか。そういうことの中で、非常に悩みまして、今回はこのバス1台が予備車としてある。伊藤議員がおっしゃるように、常にタイムリーにどこでも自由に車に乗れること、それが一番いいことだと思います。しかしながら、必ずどなたかが付き添いでいらっしゃる。そういうこともあるわけです。

そういう現状を知った上で、何とか今回につきましては、バス2台を、要するに子どもたちが危険のないように帰れるようなということも一つ、それも優先をいたしました。

もう一つは、車いすの方につきましては、福祉タクシーを柔軟に乗っていただくことも考えました。そういう形で、福祉部長、私も関連部長と調整をいたしまして、今回はこのように形にさせていただきましたけれども、今後、もっと需要がふえてきた場合には、バスの大きさも低床バスというのがあります。要するに、今、この2台のバスを1台しか買えないんです。低床バスというのは、この今、私どもが2台買いましたけれども、この2台で1台分の値段が出るわけでありまして。そういう低床バスだと、車いすでも本当にすっと乗れると。そういうことを今後はさらに検討を加えて考えてまいりたいと。私は、そういう形で今回お願いをしておりますので、ひとつ皆さん方につきましても御理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 被疑者搬送用のバスという言葉が非常に公の場でふさわしくないことだと、こういうことで、かなりいきり立った発言をされております。しかし、これを見たら、そうなる。そういう資料でしょう。絵心もない、遊び心もない、現に幸田町の大型バスはそうだと。そういうのは、私自身じゃなくて、やいやい被疑者のバスが回ってきたがやと、こういうのが出てくるわけだ。それが町民の感情なんですよ。気に入る、気に入らんは、あなたの勝手、しかし現実には、そういう受けとめ方をする人たちが利用者の中におりますよと。ですから、そうした点からいけば、遊び心もあっていいじゃないかと、絵心もあっていいじゃないかと、こういう問題指摘であります。そういきり立つことじゃない。

そうした中で、車いすの関係で、福祉部長、福祉タクシー券を大いに利用してくださいと、それは結構です。じゃあ、福祉タクシーを需給できるだけの要件は、福祉バスに乗れない人たち、あるいはコミュニティバスに乗れない人たちは全部対象にするのか。そうでしょう。

福祉バスを利用しよう、あるいはコミュニティバスを利用しようと思った人が、障害者として、あるいは福祉タクシー券を支給対象になっていない人も、全部、大いに利用してくださいよと、必要であればどんどんその支給対象拡大をしますよと、必要なら必要にして十分な支給枚数も保障しますよと、こういうことですよ。町長も、そう言った。そういうことの拡大をするわけだな。答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、この資料について、被疑者搬送バスという点でございます。

この資料につきましては、カタログが出てきたのが、本当に直前でございまして、私どもが本来でしたら艤装まである程度書いたものが望ましいかと思いますが、これはカタログそのままでございますので、このままやるということではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 福祉タクシーの関係でございますが、確かに福祉タクシー

の利用の範囲というのが定められております。幸田町に在住をいたしまして、例えば身体障害者手帳でいきますと、上肢・下肢・体幹、視覚、また聴覚障害、こういったような方々につきましては、1級から3級までということでございます。また、療育手帳につきましては、A・Bの判定の方、そして精神障害者保健福祉手帳につきましては、1級・2級というような、そういった対象の方になっております。

それで、すべての方ということでの御意見でございますけれども、現在、福祉タクシーの御利用につきましては、先ほど申し上げましたように、お一人年間3万5,000円のチケットを配布をさせていただいておるところでございますが、この中で御利用いただく方が、平成22年度でいきますと219人、決算額でいきますと390万円ほどということでございます。ということは、全体でいきますと、約半分の利用にとどまっておるといような状況もございます。

そうしたことから、私としては、先ほど申し上げましたように、さらにこういったまだ利用されてみえない方もお見えでございますので、こうした方々にも有効に御活用いただきたいなということでは思っております。

このタクシーを利用していただくことによって、より目的地にドア・ツー・ドアではないですけれども、そういったような活用にも結びついていくということにもなるかと思えます。

そういった意味で、今後の動向というものも改めて利用が解消されて以降の状況というものも見守りながら、その辺の対応というものは改めてまた考えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まず、総務部長に申し上げるけれども、私は前々から議案説明については、きちっと説明しなさいよと。議案書の朗読をもって説明となすと、こういうのが議案説明会に対するあなた方の姿勢だ。

そうしたときに、例えばこの関係も資料が出とるわけだ。たまたま、これはパンフレットをそのままコピーしただけであって、このボディには絵柄をつけますよというぐらいのことは説明してもいいわけでしょう。4人の通告のうち2人の人が絵柄をつけよと、遊び心・絵心があっていいじゃないかというのは想定できる問題ですよ。

ですから、あなた方も説明をするときに、予算は数字をもってよしとする、議案は議案書に書いてある内容を一字一句間違えないように、しかも簡潔に述べると、そんなものは議案説明会じゃねえわけだ。議案朗読会だ。

そういうあなた方の対応の仕方が、今回のこういう問題が出て、町長がいきり立つわけだ。町長がいきり立つ相手先を議員に向けとるけれども、議員じゃねえわ、自分の部下だ。そこら辺はきちっと向けてもらわないかんということだけは申し上げて、次に行きます。

今回、福祉バスからコミバスのほうに名称変更をして、運行ルートと時間の短縮を図って、町民の利便性を図っていくと、こういうことであります。

そういう点からいけば、福祉バスという名称がやっぱりわざわざいしているという言い方はいかんですけれども、一定程度年をとられて、おれはまだ福祉の世話になりたくな

い。福祉バスには乗ってなるものかと、こういう人だって結構おるんですよ。

そういう人たちが今度は福祉バスじゃなくてコミバスだと、健常者もだれでも乗れる、子どもも今度はスクールバスで、小学校3年生以下だけれども、低学年を対象にして、このバスを有効に活用しようというのがずっと広がってくれば、皆さんが心配したように、わんさか乗ってくるという状況は、まだ先には来やへんわ。

やっぱり、一定、10年近くこういうものが定着をして、福祉バスというイメージ、それがなかなか払拭されていない中で、どういう利用のされ方をするかというのは、みんなが見ながら、これがコミュニティバスとして広く利用されることがだれしもみんな願っている。

そうしたときに、先ほど申し上げたように、障害者も社会参加と平等の条件を行政がどれだけつくっていくかと。福祉タクシー券だと。福祉タクシー券も、今は金券になっておりますけれども、金券方式じゃなかったやんな。そういう点で言って、以前からすれば随分改善はされたけれども、まだ利用の状況というのが徹底されていない。使う人は、3万5,000円どんと使っちゃうわけだ。それはいろんな事情がある。使っちゃいかんとは言っとらん。という点からいけば、福祉タクシー券を大いに使って、社会参加と行動の範囲をどんどん広げてくださいよというのはやっていただくと同時に、コミバスでそういう人たちが活用できないと、目先を変えちゃうわけだ。活用したかったら、福祉タクシー券でやってくださいよと。コミバスにはノンステップバスだとか、あるいは低床バスだとか、何かそうすると大型になって、集落の中にも入っていけんと。これは、初代の福祉バスがそうでしょう。初代の福祉バスが横幅と長さが大きくて、もうとても細かいところまで回り切れんからということで、今のバスになってきたわけです。私はそれで正解だと思うんです。大きなバスを入れてばばっと行くんじゃないで。しかし今のようなバスでも車いすの対応はできるはずなんです。ノンステップという点からいけば、いろんな知恵は出さないかんけれども、大型にしてぐるりと回ってくるなんていう町の状況がある。ぐるりと回ってくるのは、幹線道路とか、一定整備されたところ。だけれども、高齢者や障害者は必ずしもそういうところにみんな住んでいるんじゃないわけだ。だから、私はこのバスできめ細かく回っていくという方策をとりながら、どう福祉という形でずっと残っていくのか。これは、福祉という形で使われることは間違いないわけだ。ですから、私はコミバスで結構だと。コミバスでもいいけれども、コミュニティで福祉のほうが後になっていくという点は、私は避けていくべきだと。その基本は、先ほど申し上げたように、「社会参加と平等」というものをこういう施策の中でどれだけ徹底していくかという点が、私が一番問いたしたいこと。

ですから、くどくなりますけれども、まだ手を施せば現状のものでも車いすの対応ができるような機装をすることはできるというふうに思うわけですが、検討がされていたかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、議案の説明の関係につきましては、極力御丁寧に、誤解のないように御説明は心がけてまいりたいというふうに思います。

それから、バスのあり方であります。当然、コミュニティバスでございますので、高

齢者・障害者に限らず、町民の多くの方に御利用いただけるように工夫もせないかんし、PRもしていかなければならないというふうに思っております。

その中で、「社会参加と平等」の観点での障害者の方への配慮の重ねての御指摘でございますけれども、このバスの一番の資源的なネックというのが、議員も言われたように、すべての集落のほうへ入っていくということになると、この程度のサイズのバスがやはり最も輸送力から見ても適当かなと判断をしておるところでございます。

しかしながら、そういたしますと、運転手を含めて29人の乗車定員であると。これもふやすことができないわけございまして、この座席というか、定員をいかにどういうふうに使っていくかという観点から見ていきますと、これは実は乗車率で換算をしていきますと、車いすの方の乗車率は実は0.23%に計算上なっていく。先ほども町長も申されたわけですが、すべてがうまく取り入れられるのであるならば、当然、そうあるべきかと思いますが、この限られた資源の中でということで考えていくと、これはやむにやむを得ない措置ということで、代替性のある障害者の車いす対応について、今回は見送らせていただいたということであります。

今からでも艤装をということでございますけれども、車種の選定の過程で、もともと車いすが常設できる車種も、実はこの車の中にはあります。そちらをあえて選択をしなかったということでございますので、御理解がいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第39号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第40号議案の質疑を行います。

まず、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今回の補正予算の関係について見ますと、町民税4億8,600万円の追加でございますが、その中で実質的に事業として行っていく資金は7,600万円ということであります。

全部使うということがいいか悪いかは別としまして、全体の中の7,600万円ということで、今回使う事業については、ほかの事業、いろいろメニューがあったと思うんです。ほかにいろいろ要求なり、やりたいことというのは、いろいろあると思いますが、その中で、今回、こういう事業に絞ってきたというものについての町としての優先順位というか、事業支出に取り上げてきた考え方というものがございましたら、説明をお願いしたいということであります。

以上です。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 私どもの予算は、年間総合予算として編成をさせていただいております。

この当初予算においては、年間見込まれる支出をすべて計上をさせていただいております。

その結果、今回の9月議会におきまして、町民税が当初見込んだよりも多く見込まれる結果となりました。しかし、必要な事業につきましては、基本的には今回補正をさせ

ていただいております。

今回、余り事業に振り分けておらんわけでございますけれども、この根底には、当初予算に必要な額が計上してある。その不足する財源を財政調整基金、そちらのほうから14億4,000万円ほど、それから起債を7億3,500万円、収入のほうでつじつまを合わせる形で編成をしておりましたので、今回は新しい歳出を予算として計上することなく、繰り入れ等を減らさせていただいております。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の補正で、わしだ保育園の基本構想の委託料が計上されております。説明の中では、わしだ保育園の大規模改修という説明でありました。

私はこの件につきまして、2回、一般質問も行いながら、幸田小学校区の人口増に伴って、新たな保育園の建設ということも提案してまいりましたが、わしだ保育園の大規模改修でお茶を濁すという形の中で、今回の基本構想が委託料として提案をされたわけでありまして、このわしだ保育園の建設年度で言えば、これは昭和で言えば54年に建設をし、そして昭和55年4月から開園をした園舎であります。幸田町で初めての乳児保育を実施をして、なおかつ鉄筋コンクリートで、それから32年が経過をしている中で、今現在の園舎建設と比較をいたしますと、非常に老朽化も激しく、そして現在の保育内容、あるいは保育ニーズと比較をいたしますと、大規模改修では追いつかない、そういうような保育室対応にもなっているのではないかというふうに思うわけでありまして。そうした点で、この構想について、どういう日程でやっていかれるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

次に、蒲郡市幸田町衛生組合斎場建設負担金が660万円出されているわけでありまして、このもとになる負担金の算定についてお聞かせいただきたい。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 今回のわしだ保育園の基本構想ということで、どういった日程とかということでございます。

今回のわしだ保育園の改修につきましては、議員おっしゃられたように、これは総合計画に基づきまして園舎の老朽化等に対応するもので、さらに増築につきましても考えておるもので、新駅設置等によります相見地区の人口増、あるいは坂崎の京ヶ峯地区、こういったところの人口の急増によりまして、わしだ保育園の入園希望者が増加することが見込まれておりまして、また今後、町全体としても保育園入園児に、特に未満児に増加が見込まれることから、改修に合わせて受け入れができるように整備をしていくものでございます。

今回の構想につきましては、この先ほど申しましたように、園舎の増改築につきましては、平成24年度に実施設計を行いまして、25年度に増築・改修ということでございます。

今回の基本構想につきましては、予定としてはそういう予定でございますが、既に本年度から保育園等を含めまして検討をしておるわけでありまして。その中で、今回、補正

で基本構想というものをつくりまして、今後の、先ほど申しました日程での建設に向けて進めていきたいということでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 斎場建設に際しましての負担の関係でございますけれども、このベースは組合市町前年の10月1日住民基本台帳の人口比ということで、幸田町が31.2%になるということでございます。

なお、予定の業務といたしまして、今回補正した内容につきましては、基本設計の業務委託、ほかに測量調査業務、地質調査業務、そして火葬炉選定業務、これらの委託料が締めて2,100万円要するという見込みを持ってございまして、これの31.2%ということで、660万円の補正をお願いするものでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 基本構想というのは、基本設計とは違いますよね。中央小学校の体育館の建設、移転計画のときにも、中央小学校の基本構想という形の中で、配置、あるいは将来的にどういう使い方をするかと、こうした点で構想を立てたわけでございます。その構想に基づいて基本設計が行われ、そして実施設計、そして建設というふうな経過をたどって完成に至るわけでございますけれども、今回のわしだ保育園の基本構想、それから今部長は実施設計が平成24年度に行うよと言われました。じゃあ、今度の補正で上げられた基本構想、この基本構想を審議をし、そしてどういうふうな選択をしながらやっていくかということで、次には基本設計が待っているわけでございますが、一足飛びにもう基本構想を立てたら実施設計に持っていくと、こういう考え方なんですか。

答弁もなかったわけでございますけれども、今現在のわしだ保育園は、保育室、これは保育園の最低基準に基づいて園児1人当たりの面積、乳幼児1人当たりの面積、その基準に基づいて保育室の面積が出されるわけでございます。そうした点からしますと、この最低基準は変わっていないわけでありましてけれども、今、待機者がふえるに従って、こうした保育園の最低基準を緩和する方向が出されましたよね、国のほうで。そういう動きの中で、新たな保育の新システム、これが平成25年ですか、そうした動きが出てきているようでございますけれども、しかしながら幸田町の、今、保育園の整備を進めていく中では、保育室、あるいは廊下等でゆとりを持って子どもたちが過ごせるように保育計画に基づいてやってみえるわけですよ。そうしたものがわしだ保育園に反映をされていない。幸田町の保育内容からいたしますと、そうした保育室が現在のわしだ保育園にないわけでございますので、当然、ほかの園舎との隔たりが生じてしまう。ですから、そうした点からすれば、どんどん人口がふえる、そして保育要求も高まってくる中で、やはり今の幸田町の保育の基準に合った整備をしていかなければならないのではないかなというふうに思うわけでありまして。そうした時点におきまして、こうした大規模改造をすれば、当然、この改修費用が膨れ上がってしまうというふうに思います。

また、同時にあそこの保育園は、乳幼児室、3歳未満児室が2階にございます。これも、やはりすぐに、例えば避難ができない子どもたちからすれば、2階にあれば非常に

防犯上不都合でありますし、また同時に子どもたちがはいはいして外に出ることもできないという基準もクリアできない問題がございます。

また、遊戯室についても、保育室の中で対応しているというような実態がある中で、非常に高い大規模改修費用になってくるのではないかというふうに予想されるわけがありますので、そうした点で、どうやっていくのかということでございます。

次に、この組合の蒲郡市幸田町衛生組合斎場建設負担金でございますけれども、2,100万円の31.2%負担分が660万円ということでございますが、わかりました。また、次に移りたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） まず、基本構想の内容ということでございます。

今回、基本構想として考えておるものは、現在の敷地の範囲内で、既設建物の効果的・効率的な改修・増築の概算工事費の積算だとか、また平面図・立面図等を作成することとしておまして、先ほど申しましたように、準備の23年度、今年度から保育園等とも協議をして準備をしておるわけでございますが、その中で、専門的な知識・技術が必要であるということで、今回、基本構想という題目でやらせていただきますが、基本設計の内容を含んだものでございますので、よろしくお願いをいたします。

それから、今回の改修・増築につきましては、議員御指摘のように、現在のわしだ保育園、なかなか園舎が狭くて、いろいろな規制とございますか、制限もある中でやっておるのは事実でございます。こういったことを少しでも改善をしようということで、今回の増築も計画をし、今のところ検討の段階ではございますが、3部屋ほど増築をして、そういった増築の中で、それじゃあその部分を増築をするのか、今ある園舎の中でうまく考えていくのか、その辺は今後の基本構想の中で考えていきたいというふうに思っておりますが、いずれにしても現時点で、先ほど申しましたように、この園舎につきましては、大変老朽化もしてきておるということで、まずは改修を早急にしたいということでございます。

今後の園全体のこういった改修につきましても、基本的には順番に老朽化した施設から改修をしていく予定でございますが、議員先ほど申されましたように、今現在、国のほうの子ども・子育て新システム、こういった中で保育の施設等も含めた保育環境が変わる要素も十分考えられるわけですので、そういったことも見ながら、現時点では、わしだ保育園はこういった形で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、今回の基本構想は基本設計ということで、一体となって進んでいくよと。その中で、3部屋増築をして、人口増加に備えちゃうよと、こういうふうに理解してよろしいのかということでございます。

わしだ保育園の園舎の改修をする、これそのものについては、私は別に何ら異論はないわけでありまして。相当老朽化しておりますし、また外壁も相当亀裂が入っております。そういう中で、やはり根本的にあそこの施設を改修していかないと、今後、いろんな支障が出てくる、こういうことが予想される施設でございます。

また、給食室も非常にあそこは狭いわけですよ。例えば、今度、園児がふえると、あそこではとてもやっていけない。こういうように、あの施設全体をこの園児の増加にどう対応していくことができるかということもきちっと見る必要があるというふうに思います。

また、遊戯室についても、2階のところに位置をしていて、ほかの保育園とは大きな隔りがある園舎でございます。そうしたことも、全体そのものを見直さなければならぬ大規模改修になると私は予想するわけでございますけれども、そうではなくて、ただ部分的に悪いところを直して、そして3部屋増築して終わりと、こういうような考え方で進んでいくおつもりなのかということでございますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 先ほど議員申されましたように、今回の基本構想というのは、基本設計も含めたことということで、御指摘のとおりでございますので、お願いをいたします。

それから、今回の改修・増築に当たりまして、全体を見る必要があるということも十分承知をしておるわけでありまして。保育園の現場ともよく調整をしながら、その辺につきましては進めていきたいというふうに思っております。

ただ、費用等、そういった面もございますので、そういったことも含めまして、今後考えていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） このわしだ保育園の大規模改修に伴っての園児の増加数、あるいは3部屋増築して何名定員にしていくのかということでございます。

園舎にして言えば、例えばあそこの3歳未満児室、いわゆる0・1歳児室、そして同時に2歳児室をどう対応するのかという問題もございまして、そうした点から言えば、保育室の不足というのは当然予想されるわけでありまして、これはただ園児数の増加には、3部屋つくれば対応できるというものでありますけれども、しかしながらせつかく改修するのならば、やはり今の保育ニーズ、保育指針に基づいた保育園運営をしていく、そうした園舎にすべきであるというふうに思うわけでありまして、現在のわしだ保育園の園舎はそうになっていないのでありますので、そうした点でどうクリアするのかという問題でございますけれども、その辺はやはりきちっと現場の保育士さんたちの声も反映をし、直接園児と触れ合っている保育士さんの声や、あるいはあの地域のニーズ等も十分反映させていく、そうしたおつもりがあるかないか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 園児の増加数の見込みということでございます。

数字的には、全体というか、わしだ保育園のみの数値というのはないわけでございますが、町のほうの調べた、そういった資料でいきますと、ここ10年の間に幸田町の保育園に入園をした者の増加数が122人ということで、10年前と比べて114%増加をしておるわけでありまして。

そして、大草保育園とわしだ保育園に限ってどれぐらいの人数を受け入れておるか

言うと、11人ふえておるというだけで、なかなかここはふやすことができない。かわりに、ほかのこれ以外の保育園で111人を受けておると、119%の増加率ということになっておるわけでありませう。

こういったものを見ますと、やはり当然、保育園は義務教育ではないので、なかなか数値はわかりませんが、こういう状況を見ますと、当然、ふえていくというのは明らかでございます。

これに対応するように、先ほど申しましたように、3部屋、その内訳としましては、これは事務局の段階ですが、例えば未満児の部屋を1部屋、そして2部屋については以上児の部屋ということで、以上児については、1部屋20人から25人が入れるぐらいの大きさで現状考えておるわけでありませう。そういったことも、今から基本構想の中で保育士等の意見も聞きながら検討していきたいというふうに思っております。

また、地域のほうのニーズということの御指摘でございます。

今回の基本構想の中で、地域にそういったことを問いかけていくという予定は現時点でないわけでございますが、しかしながら議員言われるように、町には各保育園の保護者を初め地域の方々と構成をされておる保育所運営委員会というところもございませうので、こういった中で、必要があれば委員等の御意見も伺いまして、基本構想整備を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 大草保育園は、現在、大草区の子どもたちが通えないと、受け入れられない状況になっておりますよね、3歳児。地元の保育園にも入れない。学区全体として考えれば、それは今度はわしだ保育園の受け皿になるわけでありませう。ですから、非常にこの幸田小学校区は子どもの数がふえているというのが現状でありませう。

そういう中で、今回のわしだ保育園の大規模改修だけでお茶を濁すのは、将来的にいかがかという問題でありませう。

わしだ保育園自体の改修そのものについては、これはやっていく必要があるというふうに思いますけれども、あの地域一帯での全体的な考え方の中でいけば、やはり児童館もない、子どもたちが行く施設がない。これは致命的でありませう。やはり、あの学校区の中の子育て環境を整備をする、その観点に立たなければ、本当にただ単に保育園の大規模改修で済んでしまふ。これでは、保護者の子育て支援に果たしてつながるのかと、保育ニーズに合うのかという問題になりますので、そうした点で大局的に考えるべきではないかということでございませう。

ですから、大草保育園とわしだ保育園が幸田小学校区の子育てニーズの受け皿という点からすれば、既にもう増築だけでは追いつかない、こういうようなそうした人口増加になってきているわけでありませう。

また、同時に学童保育ももう満杯という状況の中で、じゃああの地域の子どもたちはどこに行ったらいいのかと、保育園のみならず、小学校の子どもたちでさえも行く場所がないという、こうした実態をもう少しきちっと分析をしながら、そして対応すべきだというふうに思いますが、そうしたことも加味しながら基本構想を立てていくべきではないかと思ひます。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 丸山議員の御指摘の部分、十分に理解もし、またそういう状況でもあるということも承知はしております。

今回の改修につきましては、先ほど申しましたように、増築も合わせまして考えておるものでございまして、現存の敷地の中でわしだ保育園を中心に、空き待ちの児童もおるわけですが、そういった方に少しでも近くにそういった場所が確保できれば来ていただけるという希望もございまして。

総合的な児童施設としても含めて考えたらどうだということでもございまして、先ほども申しましたように、今回の大規模改修につきましては、既設の施設を利用して増築をしながら、今先ほどから言うように、子育ての国のほうの環境も大きく変わろうとしておる中でございまして。当面は、こういった形でそれぞれの保育園整備をしながら対応していきたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時18分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の補正予算で、新たな10億円の財源が生み出されてきた。この財源を暮らしに役立てずにせつせとため込んだと、こういうことが言えるわけですね。さきの質問者が、そこら辺の問題も含めて質疑をされました。

そうしたときに、総務部長は、年間総合予算だと。こういうことですね。今年度の予算編成方針で、そういうことについては、年間総合予算を編成する。したがって、年度中の補正は制度改正に伴うもの及び災害関連等、やむを得ないと認められるもの以外、一般的な補正は行わない予定であるので、的確に積算することと、こう書いてあるわけだ。それはそれで結構だ。

そうしたときに、部長にお尋ねするけれども、地方自治法の210条はどういうふう
に書いてありますか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 第210条につきましては、総計予算主義の原則でございまして。

「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」というのが第210条の規定であります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私の自治小六法は違うことが書いてあるけれども、大丈夫かなと、冷や冷や冷や冷やしておったわけですが、要は、総計予算主義に立って、見込める際にはすべて見込んで予算に充てなきゃならんと、こういうことですね。

それは、すべて歳入歳出予算に編入するとは、収入予定額の全額を歳入予算に計上し、

歳出予定額の全額を歳出予算に計上することであると、これが総計予算主義であると、こういうことですよね。

あなたの言われたのは、そういうことをほうったらかして、我が町の予算編成方針は総合予算であると。年度当初に年間を見通して、すべからく予算に組んじゃったから、特別の場合を除く以外は補正はやらないよと。こういう、いい物食いしかやとらんわけだ。だったら、何で10億円の新たな財源が出るの。見込める収入をすべて見込んだのか、そうじゃないじゃんか。

あなたの答弁からいけば、こういうのが出たときに、補正予算で歳入財源が新たに生まれたら、基金や借金を取り崩さずに、借金も一部やめて調整したと、だから帳じり合わせをしたよというだけの話。

自治法は、すべて見込める収入はすべて見込んでというのは、その根底には、税金を納めるのは住民だぞと、住民の納めた税金をきちんと見込んで、そして住民の暮らしに役立てて、予算で位置づけなさいよということなんだ。それが総計予算なんだ。

隠し財源やっつけて、町民の苦しい生活をよそ目にして、うはうはうはうはするような財政運営、行政施策をやとっちゃあかんよというのが第210条の規定の精神だよ。

あなた方自身は、そういう総計予算主義の立場に立ったという格好はつけても、年間総合予算だと。年間総合予算は、予算を組むときに、各担当課が年間を通して全部やりなさいよと。

そうしたときに、収入財源をどこに求めて、新たな補正が生まれたときに、それにしがみついて、住民の暮らしを支援をしないというのが、この補正予算の内容じゃないのかと。いい物食いだよと。地方自治法の第210条と町長の定めた予算編成方針の年間総合予算主義とどこに食い違いがあるの、どこに大きなぼたんのかけ間違いがございませうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、御理解いただくために、平成23年度の当初予算について若干説明をさせていただきます。

23年度におきましては、大きな歳入不足が見込まれました。ということで、まずその歳入不足を補うために、臨時財政対策債、こちらは起債でありますけれども、これを2億円借り入れ、また財政調整基金から14億円を取り崩すということで、これをつじつまを合わせたというか、収支を均衡させました。

確かに議員がおっしゃられるように、自治法の本質は総計予算主義でございます。私どもは、歳入を留保するとか、そういう考え方ではなくて、これは本来見込むべきではない歳入、基金からの繰り入れ、それから財源不足を補うための起債でありますけれども、こういうものをまず減らしていく、それがまず第一ではないかというふうに思っております。計上的に見込める収入でないものを減らさせていただいたということでありませう。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局、予算編成のときに財源が足らんと、収入が不足すると、した

がって起債と基金で帳じり合わせて14億円だと。こういうことで、帳じり合わせをしたと。その過程の中で、予算編成のときに担当部課からそれぞれ出してきた予算要求がある。予算要求、どれだけ切った。10億円を超える予算を切っちゃったじゃない。これで帳じり合わせをしたわけだ。

ということは、暮らしに役立つ施策やら、住民の暮らしを支援をする施策はばっさばっさ切って、帳じり合わせたというだけの話なんだ。結果的に、9月になったら、新たな10億円だと。それは、一番初めに基金を7億円返してきて、借金2億円をやめたというだけの話なんだ。

もともと、ボタンのかけ間違いがあって、そこからスタートした。かけ間違いが年度途中で、7億から入ってきたわと、あるいは繰越金も出てきたわと、これを使わんということは、またまずいなと、こういうことなんです。

ということは、あなた方自身が予算編成方針とはオールマイティーの方針なりと、こういうことなんです。我は全知全能なりと、ばかなことを言っとっちゃいかんですよ。何のために、年4回の定例議会があり、そのうちの3回、9月、12月、3月は帳じりでどんどんやっちゃうけれども、9月と12月については、まだ事業年度が6カ月、あるいは3カ月、こういうこっちが残っておるときに、新たな補正財源が生まれても、みんなどんどんため込んでいっちゃった。こういうことをやってるもので、どんどん住民の暮らしが厳しくなる。そういうことがパターン化しておるから、町の政治にどんどん無気力感が広がってきている。これが今の須賀町政の現状じゃないですか。そうした中で、我はオールマイティーなりと、我は全知全能なりと、こんなことがひとり歩きしとるわけです。

この10億円をなぜ暮らしに役立てないのかという議論を幾らやとったって、あなた方自身は、年間総合予算でございます。地方自治法第210条、そんなものは知るか、こういうことでやられるということなんで、やっぱりそうした点からいけば、どこかで歯車が狂ってきているなど、オールマイティーと我は全知全能なりと、こういうものが色濃く反映したのがこの補正予算の内容だということだけ申し上げて、次に入ります。

わしだ保育園の関係については、大規模だ、大規模だということが言われている。そういう説明も受けてきた。大規模とは何だと。3部屋つくることかと。

私がお話を聞いて、わしだ保育園も周辺も含めて、あそこの中、まだ借地があるじゃん、わしだ保育園の中にね。借地を解消せよということは、わしだ保育園にかかわらず、次の決算でも出しますけれども、もう用地そのものが狭いと、そういう中で、大規模ということをやるとすれば、借地を解消して、私は西の町道まで、1軒民家があるんで、それを買取するかどうかは、またそれは別の問題としても、用地を拡張をし、さらに借地も解消をする、そういう選択肢がなぜ、大規模と言うからには出てこなかったのか。そこら辺をまず答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、町の財政調整基金、22年度末で約38億円、今回、7億円取り崩しを減らしましても、それでも年度末現在では31億円になると見込まれます。

この財政調整基金に残っております31億円、これは実はリーマンショックのときに大幅な税収不足が発生をいたしました。ということで、2年間に分けて減収補てん債、臨時対策債等、減収を理由に、将来、地方交付税でその償還が見えていただけるものである、そういう借金を、これも約31億円を借りました。実際、幸田町にある基金にある31億円残るわけでありましてけれども、これは返していかなければならない、ひもつきの貯金であるということで、これを安易に減らして、その財源をまた一般財源から求めていかなければならない、そういうことは私どもはやはり経済状況、財政動向がもう少しはっきりしてこない、そういう財政運営はできませんので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） わしだ保育園の関係で、大規模改修ということでございます。

大規模改修につきましては、先ほども丸山議員の御説明の中で、改修と増築を一緒に行うということを御説明申し上げたわけでございますが、改修につきましては、内外の補修や塗装、防水もやり直し、床修繕、給排水工事等もやり直すという予定で、さらには普通ガラスから耐震性のガラスへ変えるというような、そういったことで大規模ということで改修をさせていただくということでございます。

それから、借地の解消ということでございます。特に、今回の増築・改修に当たりまして、総合計画にものせて予定をしておるわけでございますが、議員御指摘のように、わしだ保育園の中に、現在、借地として約1,900平米ほどあるわけでございます。この用地につきまして、できれば24年度に取得をし、借地解消も考えておりました、この部分を取得をし、将来にわたって土地の有効利用のため、まず借地の解消を図りながらやっていこうということで考えておりますので、先に説明がなかったということは、おわびを申し上げます。

それから、西の道路までという話も議員から言われたわけでございますが、駐車場も広いにこしたことはないわけで、狭い部分もあるわけであります。議員言われるようなことも理解もできるわけでございますが、まずは先ほど申しましたように、既設の保育園の敷地の中にも借地があるということで、そちらをまずは優先をさせていただいて、取得をしながら改修・増築に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まさに、大規模ということであれば、今、参事も言われたように、借地を解消をする、用地の拡張をする。そうした中で、構想として、わしだ保育園のレイアウトをどうするかというのが私は基本的には大規模改修の問題だろうということと同時に、あなたも言われたように、第5次総合計画に基づいて、その指針のもとで、こういうことを大上段に言われる。大上段に言われるなら、人口5万人を想定したのが第5次総合計画。そうしたときに、じゃあその周辺はどういうふうな形で描かれているかと言ったら、新駅を中心に54ヘクタールの相見土地区画整理事業が完成をすると。そうすれば、人口増になってくることは明らかです。そして、その人口増というのは、一般的には若い世代が来る。若い世代来れば、小さな子ども、あるいはこれから新しく命をはぐくんできて、そういう世代が入ってくるわけですよ。その人たちの世代が受け

入れる条件がない中で、ちまちまちまちまと公約をぺたん、ぺたんと築づくり仕事で、これが大規模だなんていうことよりも、一つは、わしだ保育園の用地買収で拡張をし、借地を解消をし、さらに全面的な改修という点を一つの視野に入れる。そして、第5次総合計画の中で示されている相見地区における人口5万人、幸田町全体で5万人といったときに、新たな保育需要、ひょっとしたら学校の建設もかかわってこなあかんかもしれない。

そうしたときに、やっぱり新たな用地を取得をし、そこには新たな保育園をつくっていく。そういうものが一体的に整備されてこなければ、人口5万人の総合計画でございまずと言ったって、そんなもの地に足がついとらせんがな。という点から含めていくなれば、私はそうしたことも、大規模と言われるなら、私ども、ぬか喜びさせちゃいかん。

だから、そういう点からいけば、やっぱりきちっと足が地についた第5次総合計画、私どもは余り賛同はせんけれども、内容的にはもう決定した内容で、あなた方が進められると言うならば、そういう指針に基づいた施策を展開をしていく、これは当たり前のことですよ。

都合のいいときだけ総合計画だといった形でいくなら、幸田小学校区域にもう一つ新しい保育園を、最低でも5,000平米以上の用地を確保して対応すべきだと、こういう視点・観点は、参事に言えと言っても無理だわな、限界超えるもんだ。町長、どうですか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 新しい保育園、5,000平米というようなぐらいの用地で、また新たなものをお話でございまずけれども、あの地域が今後どのような発展をしていくか、それから小学校につきましても、坂崎小学校とか、いろんな大きなエリアで人の動きを考えなくちゃいけないだろうと思っております。

今のところ、町立で保育園を建てるというような考え方は私はございません。民間のそういう知識、そういうものを入れながら、新しい、要するにこども園というのがこの25年から始まるわけですけれども、それに相対的に考えながらまた将来の設計をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今年度の予算編成方針で、町長、あなたはこういうことを言っとるわけです。「第5次総合計画の指針に基づき、都市基盤や学校環境などの施設整備を進め、子育て支援などの福祉施策並びに住民生活の安全・安心対策を推進する」と、あなたが言ったことで、わしは公立は嫌だと、民営でやっていくんだよと、あなた自身、予算編成方針で福祉だ、安全だというのを充実しながら、そんなことは民間に任せておくよと、こういうことを言われる。まさに、ちぐはぐ、場当たり、その時々気分・感情でころころ方針が変わっていくんだったら、危なくてのっていけへんということなんですよね。これは私は政策しとるんじゃない、あなたが書いた内容をそのまま申し上げている。そういう点からいくと、やはり私は政策の軌道修正があったじゃないということですよ。

ですから、例えば今回の補正予算の関係でも、65万円の大規模改修の計画だと言っ

たときには、当面はそれにしても、総合計画に基づいて、我が町5万人の構想のもとに、学校や環境整備や安心して子育てができるような環境をこうやって整備しますよというのが、大規模という名前がつく限り、ついて回る話なんです。

そしたら、それをどうするんだと言ったら、そんなものはベーだと。それじゃあ、議会は何を考えて議論をしていくの。場当たりもいいところだ。場当たりで私どもが連れ小便でついていくわけにはいかん。その時々気分・感情でころころ変わるようではどうもならんということを申し上げておく。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今のお話であれですけれども、場当たりとか、そんなつもりで一切お話をしているつもりはございません。

わしだ保育園の大規模というものは、要は根幹的に今の2階の遊戯室といいますか、そういうものを取り込んだ形で、新たにワンフロアに持ってくるかというような、大規模的なそういう改善をしようかということを考えている。ですから、大規模ということをお願いしているんでありまして、伊藤議員と私の意見の相違でありまして、全体的に新たなまた取り組みをするということじゃなくて、私どもは今、わしだ保育園を、今、新しい町並みができたところの人たちもカバーするためも含めて教室をふやしていくという、そういうことでございますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 1点だけ申し上げておく。

町長の言葉の揚げ足を取るんじゃないで、本質的な問題だということで、伊藤議員と私は意見の相違がありますと。当たり前じゃないですか。当たり前だからこそ、議会で議論をして、議論を深めながら、どういう施策をし、どういう方向をつくっていくかと、オール与党じゃねえんだよ。町長が右と言ったら、はい、左と言ったら、はい。右向け右向けの議会や議員でどうするんだと。議会は、時の首長と権力者と相対峙しながら、住民の生活や暮らしで一致できることはどんどん一致する、協力もする。相反することについては、徹底して議論をする。議論をしたら、意見の相違がございまして、見解を異にしておりますと、そんなことを言っとったら議会は成り立たん。どうもならん。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） お互いにやっておってもしょうがないわけでありまして、先ほど申し上げたように、保育園の改修につきましては、ひとつ皆さんの御協力を得まして、子どもたちがすっと入れるように御協力をいただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第40号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第41号議案、第42号議案、第43号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第41号議案、第42号議案、第43号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第44号議案の質疑を行います。

まず、15番、大嶽弘君の質疑を許します。

15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 介護保険の二次予防施策についてであります、前回の説明会のときに私が聞きもらしたか、ちょっと勉強不足かも知れませんが、この「二次」という言葉の問題ですが、この予防対策者というのは、どういう人を対象にしているのかという定義の問題が1個です。

それから、今回の予防対策PR資材90万円で新規という話であります、新規施策については、どういう内容であるのか説明をいただければと思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 二次予防対象者の関係でございますが、もう少し深く突っ込みますと、二次予防高齢者というようなことでございますが、この関係につきましては、平成22年までは特定高齢者といったようなふうに言われておりました。平成22年の8月に厚労省のほうの指針の改正がございまして、こういった名称に変更がされたということでございます。

二次予防高齢者につきましては、65歳以上の高齢者の方で、筋力ですとか、低栄養状態、こういったことによりまして生活機能の低下が見られるといったような方を指すということでございます。

この方々の抽出の関係につきましては、基本的には、住民健診などによりまして、そこに受診案内などの配布をいたしまして、そのアンケートに答えていただく。それを回収いたしまして、その内容が、先ほど申し上げましたように、生活機能の低下が見られるというようなおそれがあるといった方につきましては、その後、改めて機能向上等のプログラムに参加をいただくような御案内をさせていただいて、介護状態にならないような予防プログラムに御参加をいただくといったようなシステムになっておるところでございます。

それと、この予防対策PR資材の関係でございますが、この関係につきましては、以前につきましては、これが医師会のほうの医師のほうに委託をいたしまして抽出をするというようなことがされておったわけでございますけれども、今回の見直しによりまして、医師の確認というものが不要になりました。そういったことから、町のほうでそういった基本チェックリストのみで抽出ができるということになったわけでございます。個別通知によりまして、二次予防高齢者に抽出された方に対しまして、こういった機能低下が見られるといったようなことを理解をいただく、またそれからそういった先ほど申し上げましたように、そういったプログラムに御参加をいただく、そういった案内をするために、本年度からパンフレットなどの購入を行って、多くの参加を求めていくということでございます。

この補正額の内容につきましては、介護予防パンフレットの購入、これにつきまして78万5,000円、また基本チェックリストの結果通知、またそれからパンフレット送付用の封筒の印刷、こういったことにつきまして11万5,000円の補正をお願いするということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の補正で、介護の関係の積立金が1,299万7,000円追加されて、補正後1,412万8,000円と、こういうのが予算の内容であります。介護保険は1期3年と、こういう事業サイクルで、今期、4期目を迎えて、4期目の最終年度と、こういうところに来ております。

したがって、この4期の最終年、いわゆる1期3年で4期目と、4期目で見込みとして基金は、今回の補正を含めて幾らになりますか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 今回、1,300万円ほどの金額を積み立てるということでございますが、まず今回のこの補正の関係につきましては、前年度の歳入歳出の予算の差し引き剰余金を繰り入れることが主たる目的でございます。その財源調整といたしまして、基金に計上したものでございます。この額がすべて本来の給付費の財源に回るということではないということでもまず御理解をいただきたいと思うわけですが、平成22年度末の積立金残高は、先ほどお話がございましたように、1億1,276万円ということでございます。

第4期の計画の最終ということ、その積立金ということでございますけれども、この給付実績、また保険料の収納額が確定しない限り、その額というものは確定ができませんということでもございまして、現時点でははっきりしたことはちょっと申し上げられないということでもございますけれども、平成23年度の基金の取り崩しにつきましては、予算上では科目費ということで1,000円を計上させていただいておるわけでございますが、決算見込みといたしまして、第4期におきましても、3年間、これまでも一応積み立てが想定ができるわけでございます。そうしたことを考え合わせますと、最終的には1億2,000万円台に乗っかっていくのではないかなという見込みを立てております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） なかなかたらいの縁を回るのがお上手で、なかなか核心に触れない。私はそこまで言うておらんわけです。要は、4期目のトータルの最終年度に来て、確定したものは幾らかということをやるとるわけじゃない。最終の見込みとしてどれだけかということをやって、約1億2,000万円の基金がございましてよ。この基金の活用については、次の決算認定で十分議論はさせていただきます。こういうことです。

以上です。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第44号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第45号議案、第46号議案、第47号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第45号議案、第46号議案、第47号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、お諮りいたします。

本日の日程はこれまでとし、認定議案第1号以降の質疑は9月13日に繰り延べたい

と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、認定議案第1号以降の質疑は9月13日に繰り延べることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、明日9月13日火曜日午前9時から会議を開きますので、よろしくお願いたします。

長時間、御苦労さまでした。

散会 午後 3時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成23年9月12日

議 長 池 田 久 男

議 員 鈴 木 雅 史

議 員 中 根 久 治